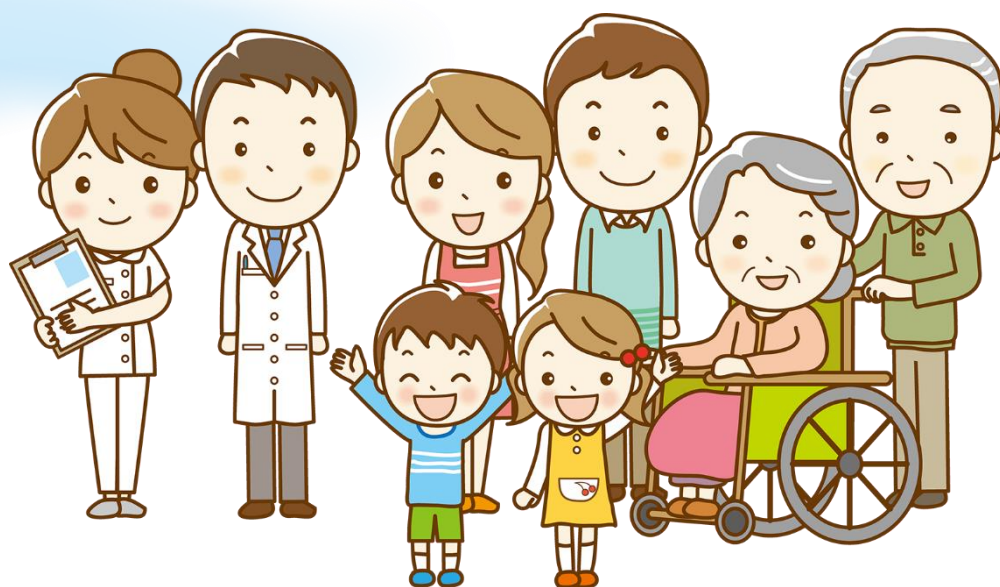


第4期喜界町障害者計画
第7期喜界町障害福祉計画
第3期喜界町障害児福祉計画



令和6年3月

鹿児島県喜界町

ごあいさつ

喜界町では、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、平成 29 年度に策定した「第 3 期喜界町障害者計画」に基づき、様々な障害者施策を進めてまいりました。

近年、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正や、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、様々な法制度が整備されてきました。

この度、こうした変化に的確に対応するとともに、障害のある方々の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進するため、新たな計画の見直しを行ったところです。

本計画は、障害のある方々の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するとともに、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するため、本町が取り組むべき障害施策の基本的な方向を定めた「第 4 期喜界町障害者計画」、ならびに本町における福祉サービスの具体的な必要量を確保することを目的とした「第 7 期喜界町障害福祉計画・第 3 期喜界町障害児福祉計画」を一体的に策定した計画になります。

今後、本計画に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、実効性のある障害施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご助言を賜りました喜界町障害者施策推進協議会の委員をはじめとする関係の皆様、そして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

喜界町長 隈崎 悦男

目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の概要	1
第1項 計画策定の趣旨	1
第2項 障害者に関する制度改革.....	2
第3項 計画の位置づけ	3
第4項 計画の期間	4
第5項 計画の対象者	4
第6項 計画の策定体制	5
1 策定委員会による協議.....	5
2 アンケート調査による意向の把握.....	5
3 パブリック・コメントによる計画への意見の募集と反映.....	5
第2章 喜界町の障害のある人の状況.....	6
第1項 喜界町の障害者をめぐる状況.....	6
1 人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移.....	6
2 障害のある人の推移.....	7
第2項 障害福祉サービス等の提供事業所の状況.....	14
第3項 アンケート調査結果	16
第2編 喜界町障害者計画.....	25
第3章 計画の基本理念と体系.....	25
第1項 基本理念	25
第2項 各分野に共通する横断的視点.....	25
1 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保.....	25
2 共生社会の実現に資する取組の推進.....	25
3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援.....	26
4 障害特性等に配慮したきめ細かい支援.....	26
5 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進.....	26
6 総合的かつ計画的な取組の推進.....	26
第3項 施策体系	27
第4章 施策の展開	28
第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	28
1 障害の理解の推進.....	29
2 権利擁護の推進、虐待の防止.....	29
3 障害を理由とする差別の解消の推進.....	30
第2項 安全・安心な生活環境の整備.....	31
1 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	32
2 住みよい住宅環境への支援.....	32
第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	34
1 意思疎通支援.....	35
2 行政情報のアクセシビリティの向上.....	35
第4項 防災、防犯等の推進	36
1 防災対策の推進.....	37

2	消費者トラブルの防止、防犯対策の推進.....	37
第5項	保健・医療の推進	38
1	ライフステージに合わせた健康づくり.....	39
2	保健・医療の充実.....	39
3	精神保健の推進.....	40
第6項	自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	42
1	相談支援体制の充実.....	43
2	地域移行支援、在宅サービス等の充実.....	43
3	障害児に対する支援の充実.....	44
4	障害福祉サービスの質の向上と人材育成.....	45
第7項	教育の振興	46
1	早期療育・切れ目のない支援の充実.....	47
2	学校教育の充実.....	47
第8項	雇用・就業、経済的自立の支援.....	49
1	総合的な就労支援の推進.....	50
2	障害者雇用の促進.....	50
3	経済的自立の支援.....	51
第9項	文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	52
1	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動等の充実.....	52
2	障害者スポーツの普及拡大.....	53
第3編	第7期喜界町障害福祉計画・第3期喜界町障害児福祉計画.....	54
第5章	障害福祉計画及び障害児福祉計画.....	54
第1項	基本的理念	54
第2項	障害福祉サービスの体系.....	56
第3項	障害福祉サービスに関する数値目標.....	57
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	57
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	57
3	地域生活支援の充実.....	58
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	59
5	障害児支援の提供体制の整備等.....	60
6	相談支援体制の充実・強化等.....	61
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	62
第4項	障害福祉サービスの利用実績と量の見込み.....	63
1	訪問系サービス.....	63
2	日中活動系サービス.....	65
3	居住系サービス.....	68
4	相談支援	69
5	障害児通所支援等.....	70
6	障害児相談支援.....	72
7	発達障害者等に対する支援.....	74
8	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	75
9	相談支援体制の充実・強化等.....	77
10	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	79

第5項	地域生活支援事業	80
1	必須事業	80
2	任意事業	86
第4編	計画の推進.....	87
第1項	障害者・障害児を支える体制づくり.....	87
第2項	計画の推進・評価	87
第3項	障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供.....	87
1	障害支援区分の認定.....	87
2	サービス利用計画の作成.....	88
3	サービスの質の確保.....	88
4	苦情処理システムの確立.....	88
第4項	各種関連機関との連携および調整.....	88
1	地域の各関連機関・関連団体との連携.....	88
2	医療機関との連携.....	88
3	行政内部での関係部署との連携体制.....	89
資料編		
第1項	喜界町障害者施策推進協議会要綱.....	90
第2項	喜界町障害者施策推進協議会委員名簿.....	92
第3項	用語解説	93

第1編 総論

第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成23年から平成25年にかけて、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、平成26年1月、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約を批准することとなりました。

その後も、障害者雇用促進法の改正、発達障害者支援法の改正、障害者文化芸術推進法の施行が行われるなど、障害のある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

近年では「障害者文化芸術推進法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

さらに、国は令和5年に共生社会の実現に向けた障害者の主体的な社会参加、これを制約する社会的障壁の除去等を基本理念とした「障害者基本計画（第5次）」を策定しています。

県においても、令和5年度から令和9年度を対象期間とする「鹿児島県障害者計画(第5次)」を策定し、「障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり」を目指し、「地域社会における共生等」や「障害者差別の禁止」を基本的視な方針に掲げ、各種障害者施策を推進するものとしています。

本町においては、「喜界町障害者計画・第6期喜界町障害福祉計画・第2期喜界町障害児福祉計画」が令和5年度をもって満了となることから、これまでの施策の実施状況や障害のある人を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、新たな「喜界町障害者計画・第7期喜界町障害福祉計画・第3期喜界町障害児福祉計画」を一体的に策定し、具体的取組や数値目標等を設定しました。

第2項 障害者に関する制度改革

障害者制度改革推進の動向	
平成18年 (2006年)	○障害者自立支援法の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 (精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援等) ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布 ●第1期喜界町障害者計画・第1期喜界町障害福祉計画(3月)
平成19年 (2007年)	○学校教育法の改正(障害児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる) ○重点施策実施5か年計画(後期)の策定 (平成24(2012)年度までの障害福祉施策の基本的方向として重点的に取り組む事項) ○障害者権利条約への署名 (国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための国際条約)
平成20年 (2008年)	○児童福祉法の改正(障害児に対する福祉施策が、児童福祉法に位置づけられる)
平成21年 (2009年)	●第2期喜界町障害福祉計画(3月)
平成22年 (2010年)	○整備法の成立 (利用者負担を応能負担へ、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用時の助成、重度視覚障害者の移動支援個別給付化等)
平成23年 (2011年)	○障害者虐待防止法の成立 (福祉施設従事者等、養護者、職場の雇用主や経営担当者など使用者等による虐待禁止) ○改正障害者基本法の成立 (地域社会での生活の選択、障害のない子と共に教育を受ける権利)
平成24年 (2012年)	○障害者総合支援法の制定 (障害者定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等) ○障害者虐待防止法の施行(障害者虐待の防止、障害者(児)の権利擁護) ●第2期喜界町障害者計画・第3期喜界町障害福祉計画(3月)
平成25年 (2013年)	○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の制定(障害を理由とする差別の解消)
平成26年 (2014年)	○改正精神保健福祉法の施行(病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化) ○障害者権利条約の批准
平成27年 (2015年)	○難病法の施行 ●第4期喜界町障害福祉計画(3月)
平成28年 (2016年)	○障害者差別解消法の施行(障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進) ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立(*平成30年4月施行) ○発達障害者支援法改正(ライフステージを通じた切れ目のない身近で受けられる支援)
平成30年 (2018年)	●第3期喜界町障害者計画・第5期喜界町障害福祉計画・第1期喜界町障害児福祉計画(3月)
令和元年 (2019)	○読書バリアフリー法の施行 ○欠格条項削除一括法の施行
令和3年 (2021)	●第6期喜界町障害福祉計画・第2期喜界町障害児福祉計画(3月) ○医療的ケア児支援法の施行
令和4年 (2022)	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行 ○障害者総合支援法の改正(令和4年12月公布、令和6年4月施行、一部令和5年4月施行) ○障害者雇用促進法の改正(令和4年12月公布、令和6年4月施行、一部令和5年4月施行) ○精神保健福祉法の改正(令和4年12月公布、令和6年4月施行、一部令和5年4月施行)

第3項 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりです。計画の策定に当たっては、国の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、「鹿児島県障害者計画」や「喜界町総合振興計画」などとの整合性を図ります。

本計画は、他計画と一体的、横断的に推進し、障害者（児）に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものです。

① 喜界町障害者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。

障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者のくらしを支えるための理念計画であり、障害者の社会への参加、参画に向けた施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画です。

② 喜界町障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める市町村計画で、「障害者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

障害者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

計画の性格と法的位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本方針に即して作成するとともに、都道府県障害福祉計画と整合性を図りながら策定
計画期間	規定なし	3年間
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

第4項 計画の期間

本計画の「第4期喜界町障害者計画・第7期喜界町障害福祉計画・第3期喜界町障害児福祉計画」の計画期間は以下に示すとおりです。

	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
国	第4次障害者基本計画					第5次障害者基本計画						
県	鹿児島県障害者計画(第4次)					鹿児島県障害者計画(第5次)						
喜界町	喜界町障害者計画					喜界町障害者計画						
	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画		第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画						

第5項 計画の対象者

本計画における「障害者」は、障害者基本法第2条第1項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」とします。

更に、精神障害には高次脳機能障害と診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含むとともに、障害者及び障害児には、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である方（難病患者）も含みます。

第6項 計画の策定体制

1 策定委員会による協議

障害者団体、障害者福祉事業者をはじめ、保健、医療、福祉、教育に係る関係機関で構成する「喜界町障害者施策推進協議会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

2 アンケート調査による意向の把握

計画策定の基礎資料として、「①町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方及び自立支援医療（精神通院）を受給している方」、「②障害児サービス利用者」に対して、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査時期 令和5年12月2日～令和5年12月20日

(2) 調査方法 郵送による配布・回収

(3) 回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
障害者	200件	110件	55.0%
障害児	24件	7件	29.1%

※ 集計上の留意点：①グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示している。②集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。③複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合がある。④回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いている。

3 パブリック・コメントによる計画への意見の募集と反映

計画の素案について、広く町民の方からの意見を求めるため、パブリック・コメントを令和6年2月16日～令和6年3月1日まで実施しました。

第2章 喜界町の障害のある人の状況

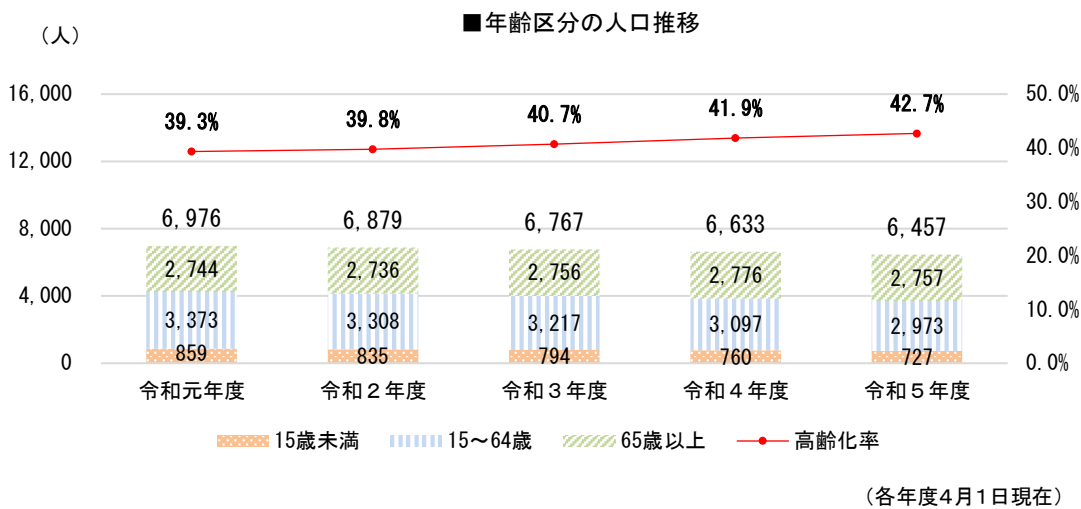
第1項 喜界町の障害者をめぐる状況

1 人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移

本町の人口は、令和5年度で6,457人と、令和元年度の6,976人と比較して519人減少となっています。

年齢区分別でみると、令和5年度における人口は、15歳未満が727人、15～64歳が2,973人、65歳以上が2,757人となっています。

各年の高齢化率は、令和元年度の39.3%から年々上昇し、令和5年度には42.7%となっています。



本町の障害者手帳所持者の総数は、令和5年度で535人と、近年においては増加傾向となっており、内訳としては、身体障害者手帳が404人、療育手帳が80人、精神保健福祉手帳が51人となっています。

総人口に対する割合でみると、令和5年度では、身体障害者手帳が6.3%、療育手帳が1.2%、精神保健福祉手帳が0.8%となっています。

■ 総人口に占める障害者手帳所持者の推移 (単位: 人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	6,976	6,879	6,767	6,633	6,457
手帳所持者数総数(延べ)	562	558	548	527	535
身体障害者手帳	430	419	415	398	404
総人口に対する割合	6.2%	6.1%	6.1%	6.0%	6.3%
療育手帳	77	81	80	81	80
総人口に対する割合	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
精神保健福祉手帳	55	58	53	48	51
総人口に対する割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%

(各年度4月1日現在)

2 障害のある人の推移

(1) 手帳所持者の総数

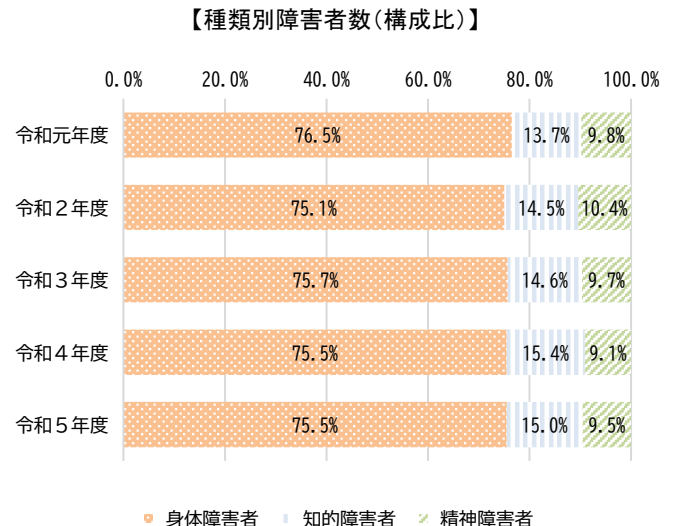
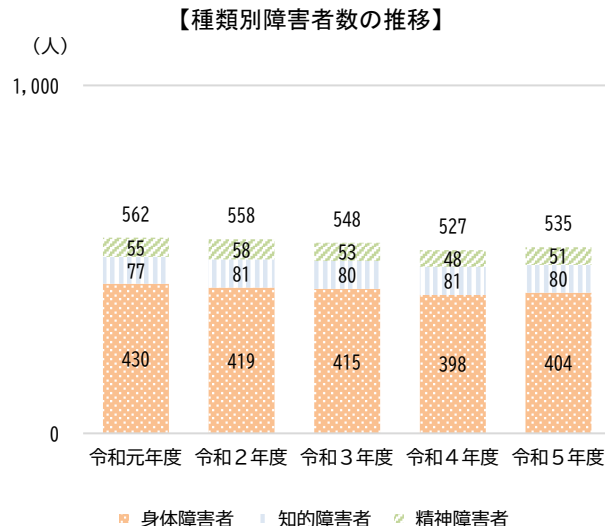
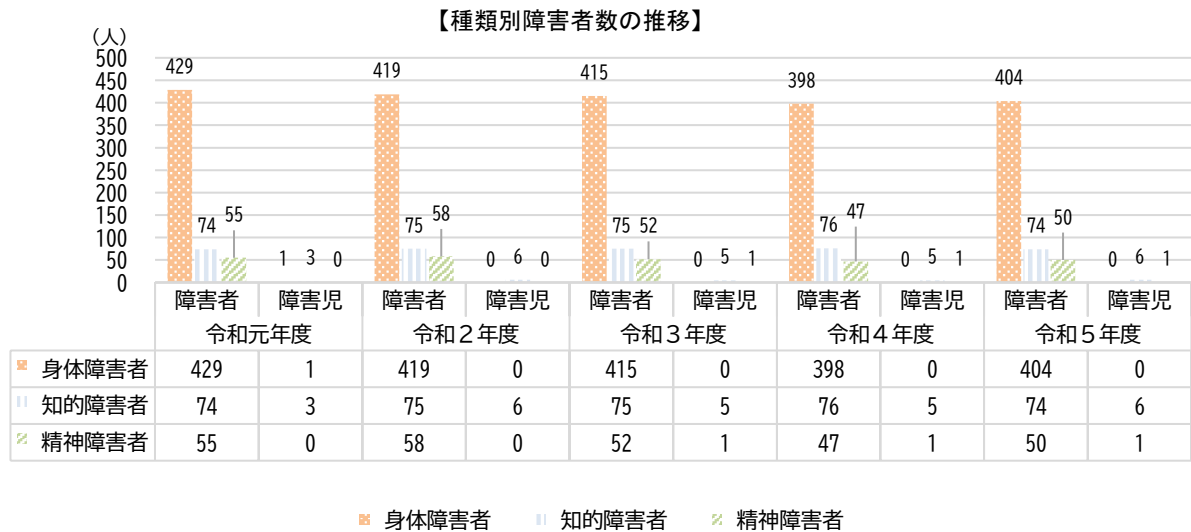
本町の障害者の数の推移を手帳所持者数でみると、令和5年度で528人と、令和元年度の558人と比較して30人の減少となっています。また、障害児の数の推移を手帳所持者数でみると、令和5年度で7人と、令和元年度の4人と比較して3人の増加となっています。障害別にみると、身体障害、知的障害、精神障害者は、増減を繰り返しながら減少傾向者となっています。

■障害者数(種類別)の推移

(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体障害者	429	1	419	0	415	0	398	0	404	0
知的障害者	74	3	75	6	75	5	76	5	74	6
精神障害者	55	0	58	0	52	1	47	1	50	1
合計	558	4	552	6	542	6	521	6	528	7

(各年度4月1日現在)



(2) 身体障害者

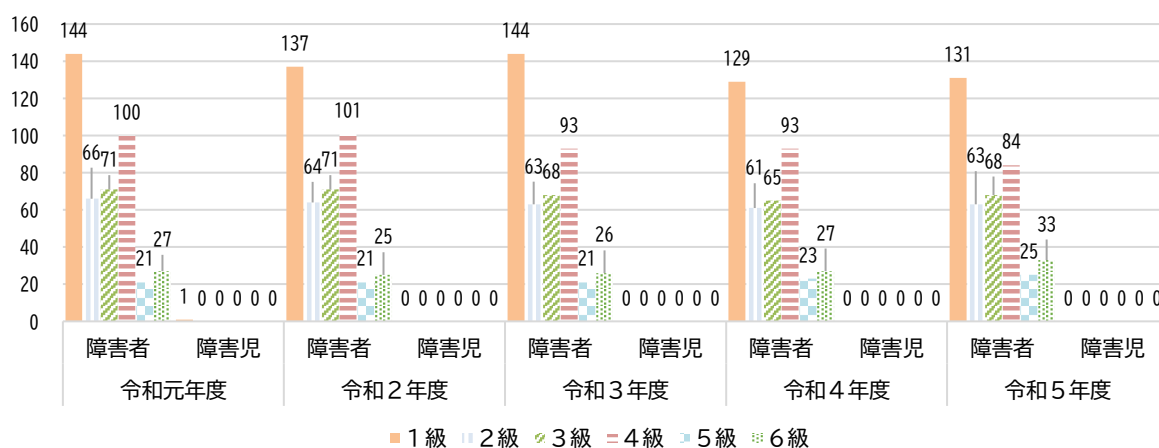
身体障害者手帳所持者の推移をみると、障害者は令和5年度では404人と、令和元年度の429人と比較して25人の減少、障害児は令和5年度では0人と、令和元年度の1人と比較して1人の減少となっています。令和5年度における等級別の構成比は1級が32.4%で最も多く、次いで4級が20.8%となっています。また、主たる障害部位別の構成比をみると「肢体不自由」が46.8%と最も多く、次いで「内部障害」が30.9%となっています。

■手帳所持者数の推移(等級別)

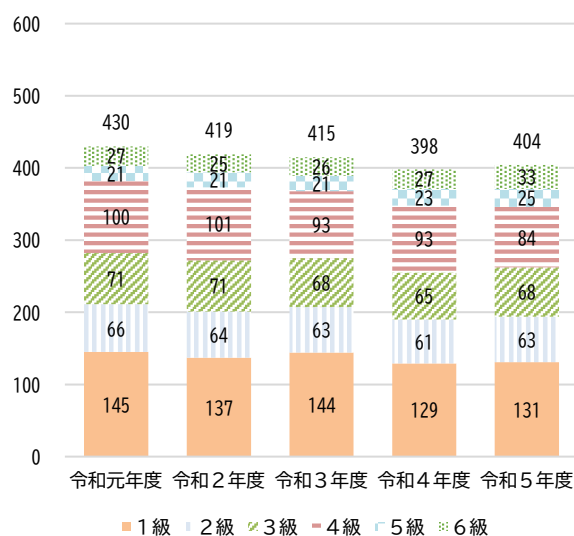
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
1級	144	1	137	0	144	0	129	0	131	0
2級	66	0	64	0	63	0	61	0	63	0
3級	71	0	71	0	68	0	65	0	68	0
4級	100	0	101	0	93	0	93	0	84	0
5級	21	0	21	0	21	0	23	0	25	0
6級	27	0	25	0	26	0	27	0	33	0
合計	429	1	419	0	415	0	398	0	404	0

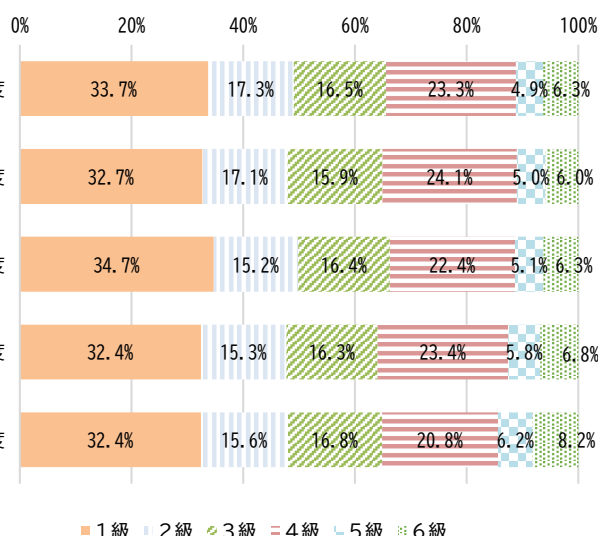
(各年度4月1日現在)



【手帳所持者数の等級別の割合】



【手帳所持者数の等級別構成比】

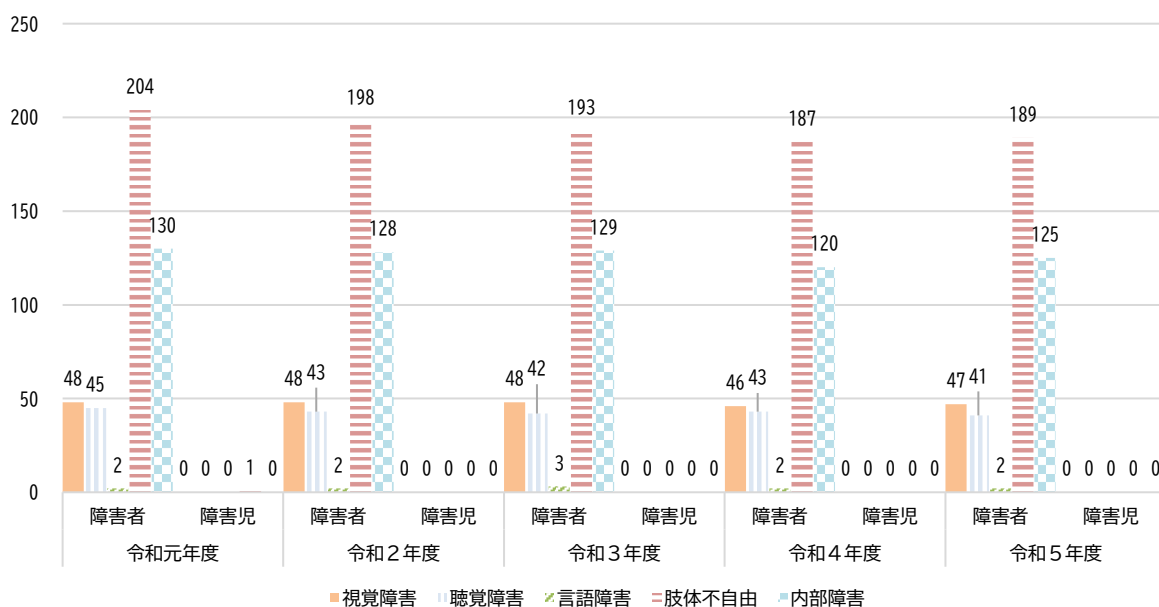


■主たる障害部位別の推移

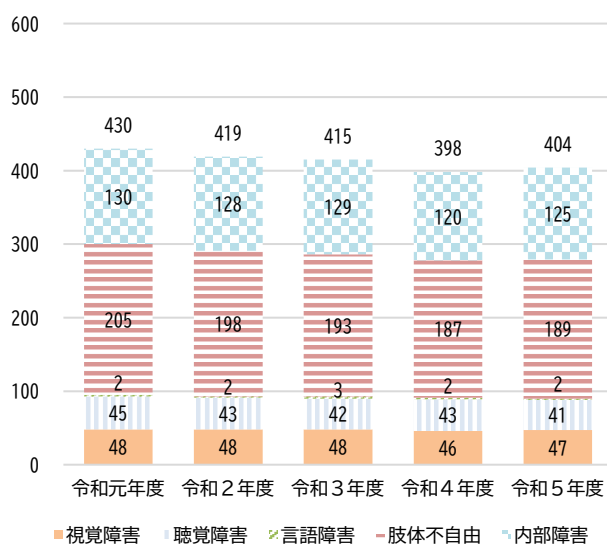
(単位：人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
視覚障害	48	0	48	0	48	0	46	0	47	0
聴覚障害	45	0	43	0	42	0	43	0	41	0
言語障害	2	0	2	0	3	0	2	0	2	0
肢体不自由	204	1	198	0	193	0	187	0	189	0
内部障害	130	0	128	0	129	0	120	0	125	0
合計	429	1	419	0	415	0	398	0	404	0

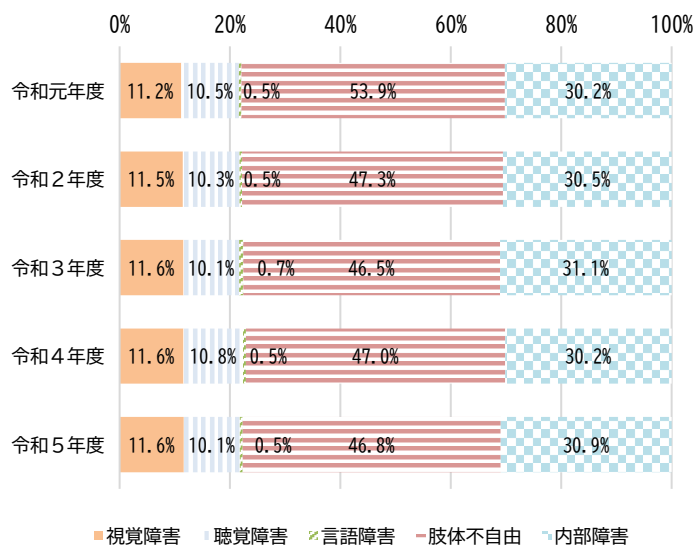
(各年度4月1日現在)



【手帳所持者数の障害部位別の割合】



【手帳所持者数の障害部位別の構成比】



(3) 知的障害者

療育手帳所持者数の推移をみると、障害者は令和5年度では74人と、令和元年度の74人と比較して増減はありません。障害児は令和5年度では6人と、令和元年度の3人と比較して3人の増加となっています。令和5年度における等級別構成比でみると「A1」が30.0%と最も多く、次いで「B1」26.3%となっています。

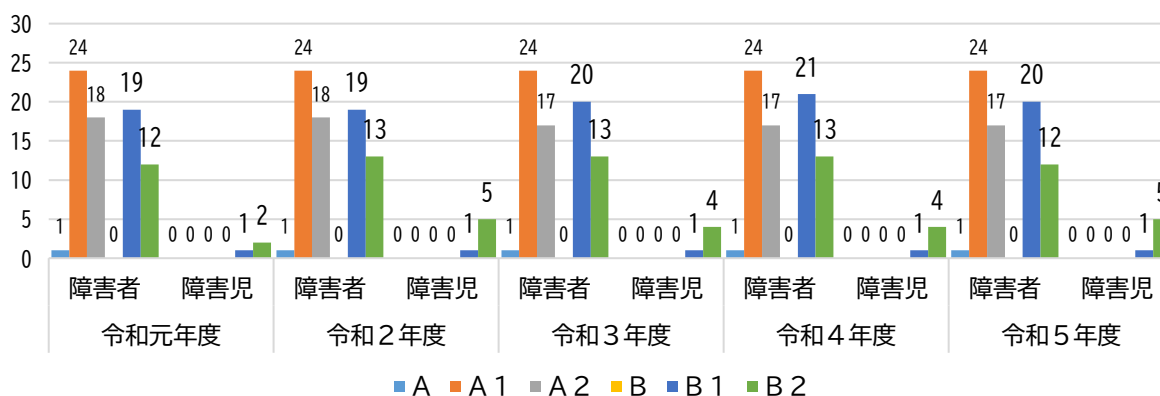
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

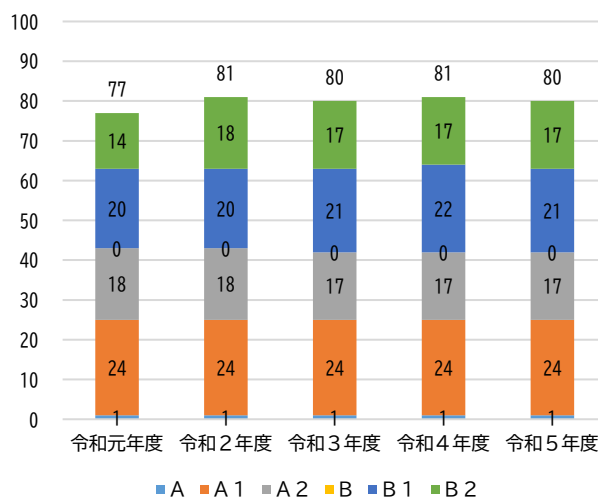
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
A	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
A1	24	0	24	0	24	0	24	0	24	0
A2	18	0	18	0	17	0	17	0	17	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	19	1	19	1	20	1	21	1	20	1
B2	12	2	13	5	13	4	13	4	12	5
合計	74	3	75	6	75	5	76	5	74	6

(各年度4月1日現在)

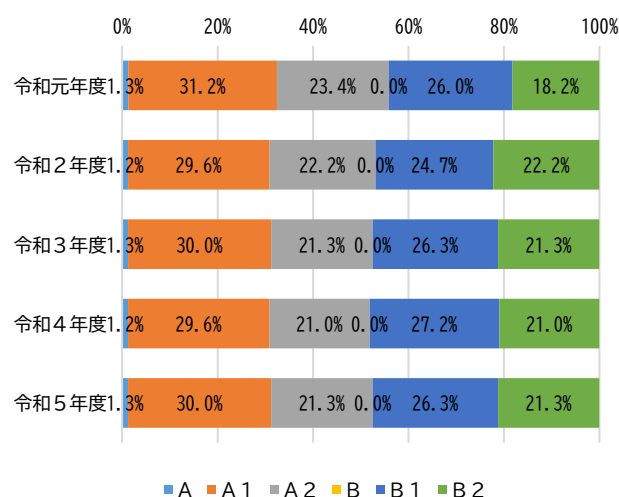
【療育手帳所持者数の推移(等級別)】



【療育手帳所持者数の推移(等級別)】



【療育手帳所持者数の推移(等級別)(構成比)】



(4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、障害者は令和5年度では50人と、令和元年度の55人と比較して5人の減少、障害児は令和5年度では1人と、令和元年度の0人と比較して1人の増加となっています。令和5年度における等級別構成比でみると2級が66.7%と最も多くなっています。

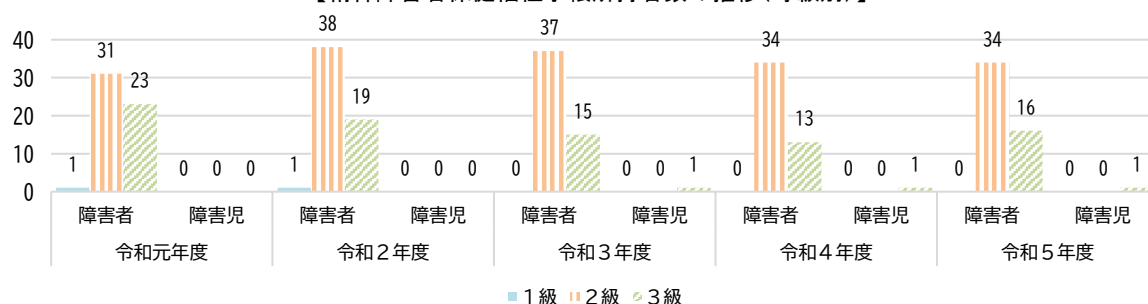
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

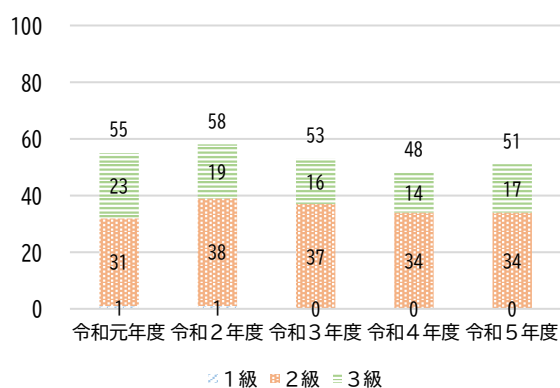
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
1級	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
2級	31	0	38	0	37	0	34	0	34	0
3級	23	0	19	0	15	1	13	1	16	1
合計	55	0	58	0	52	1	47	1	50	1

(各年度4月1日現在)

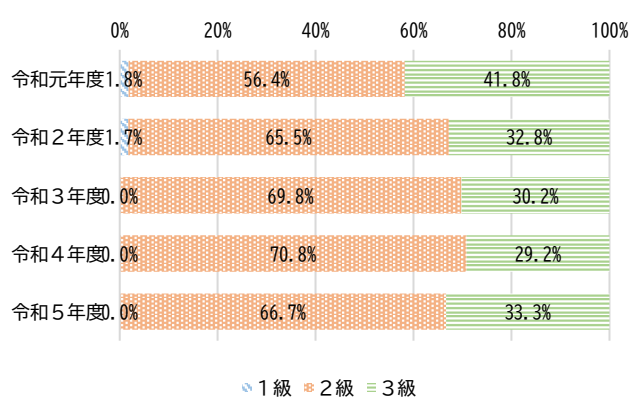
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)(構成比)】



（５）発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するもの」と定義されています。「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものといい、18歳未満は「発達障害児」といいます。

市町村では、早期発見・早期支援が求められ、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の有機的連携が求められています。

（６）高次脳機能障害

高次脳機能障害は、ケガや病気により脳に部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

高次脳機能障害は、障害の表れ方が複雑かつ多様なため、その支援に関するニーズも様々であり、医療機関等の関係機関と連携して支援ニーズを把握する必要があります。

なお、「器質性精神障害」として精神障害に位置付けられており、発達障害と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

（７）自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）

①精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関で受けることができます。

②更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害の程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療（人工透析や抗免疫療法など）を指定医療機関で受けることができます。

③育成医療

18歳未満の障害がある児童または、現にある疾病を放置すると将来において機能障害を残すと認められる児童が、その治療に必要な医療を指定医療機関で受けることができます。

（８）難病・特定疾患等

平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）では、障害者の定義に難病等を追加し、対象となる疾病を130疾病とし、その後段階的に対象となる疾病の拡大が行われてきました。

障害福祉サービス等の対象となる疾病の範囲が、361 疾病から 366 疾病へと見直しが行われ、令和3年11月1日より適用されることとなりました。

(9) 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和5年度では児童数25人、生徒数9人となっています。令和元年度の児童数14人、生徒数13人と比較して児童数が7人の増加、生徒数が4人の減少となっています。

保育所等における障害児の推移をみると、令和5年度では4人、令和元年度の児童数12人、比較して8人の減少となっています。

■特別支援学級在籍者数

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	児童数	14	18	18	20	25
中学生	生徒数	13	11	8	11	9
合計		27	29	26	31	34

(各年度4月1日現在)

■通級指導教室の在学者状況

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	児童数	7	5	6	4	6
中学生	生徒数	0	0	0	0	0
合計		7	5	6	4	6

(各年度4月1日現在)

■保育所等における障害児の状況

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	4	5	4	3	3
幼稚園	8	5	7	4	1
未就園	0	0	0	1	0
合計	12	10	11	8	4

(各年度4月1日現在)

第2項 障害福祉サービス等の提供事業所の状況

① 障害福祉サービス等の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	居宅介護・重度訪問介護	2	2	0
2	同行援護	1	1	0
3	行動援護	0	0	0
4	重度障害者等包括支援	0	0	0
5	生活介護	1	1	0
6	療養介護	0	0	0
7	短期入所	1	1	0
8	自立訓練(機能)	0	0	0
9	自立訓練(生活)	0	0	0
10	就労移行支援	0	0	0
11	就労継続支援A型	0	0	0
12	就労継続支援B型	1	0	-1
13	就労定着支援	0	0	0
14	自立生活援助	0	0	0
15	共同生活援助	0	0	0
16	施設入所支援	1	1	0
17	地域移行支援	0	0	0
18	地域定着支援	0	0	0
19	計画相談支援	2	2	0
合計		9	8	-1

(各年度4月1日現在)

② 地域生活支援事業の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	相談支援	0	0	0
2	地域活動支援センター	1	1	0
3	訪問入浴	0	0	0
4	日中一時支援	0	0	0
5	移動支援	2	2	0

合計	3	3	0
----	---	---	---

(各年度4月1日現在)

③ 障害児支援に関するサービスの提供事業所数

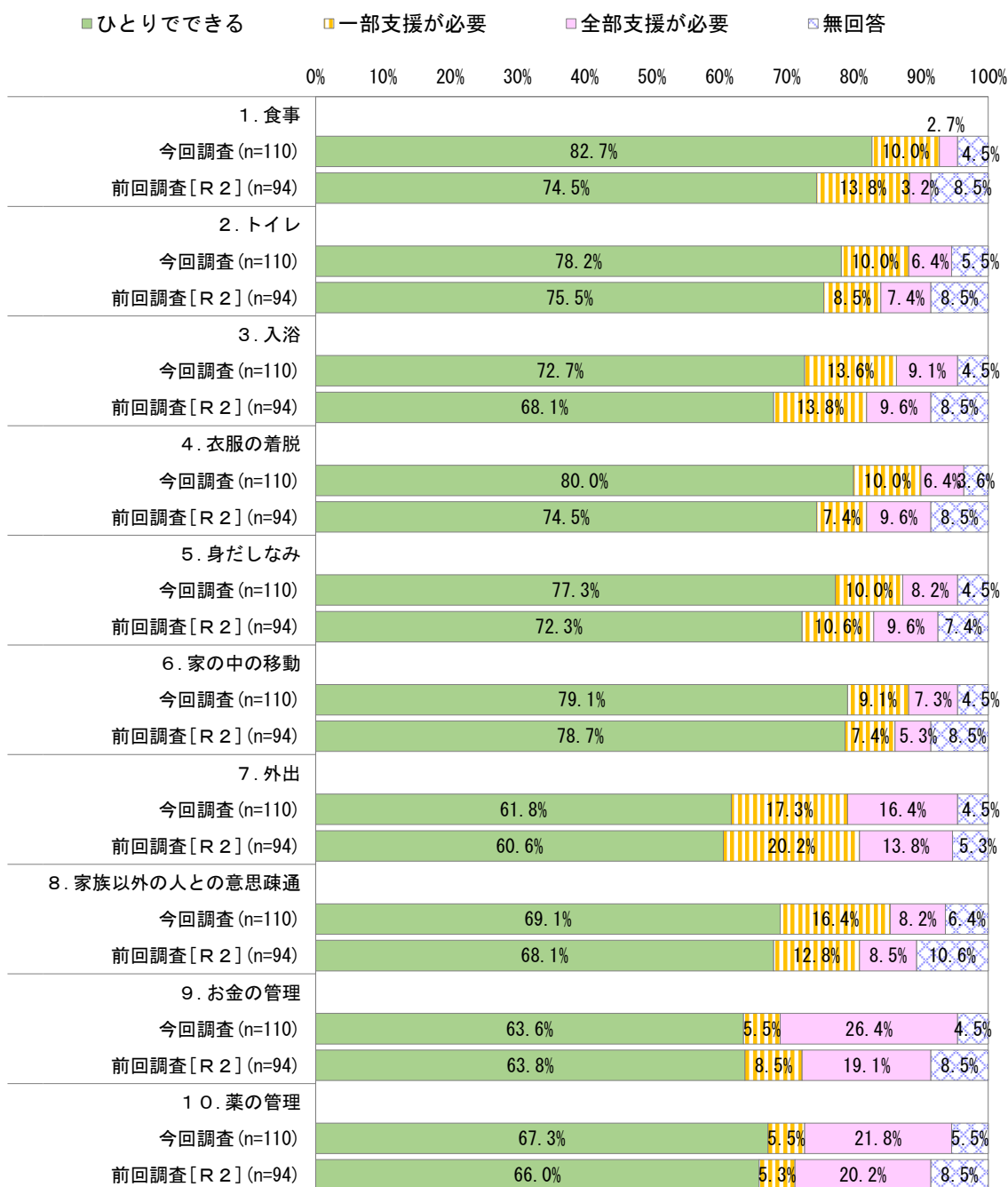
サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	児童発達支援	1	1	0
2	放課後等デイサービス	1	1	0
3	保育所等訪問支援	0	0	0
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	障害児相談支援	2	2	0
合計		4	4	0

(各年度4月1日現在)

第3項 アンケート調査結果

Q 日常生活で、次の支援が必要です。①から⑩のそれぞれにお答えください。
(①から⑩それぞれに○を1つ)

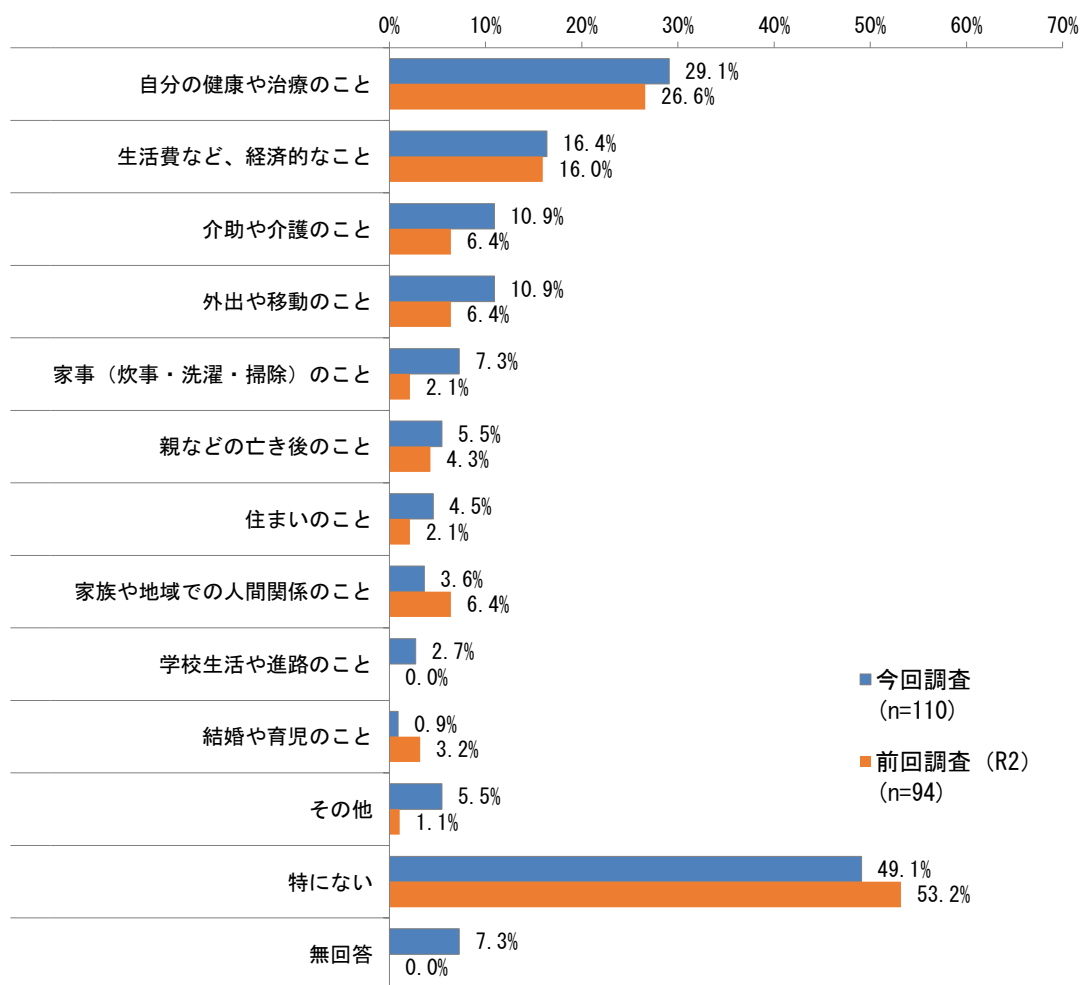
全ての項目で「ひとりでできる」は6割以上を占めています。『支援が必要』（「一部支援が必要」+「全部支援が必要」）と回答した割合が高かったのは、「外出」33.7%、「お金の管理」31.9%となっています。



Q 現在、あなたは、悩んでいることや相談したいことがありますか。

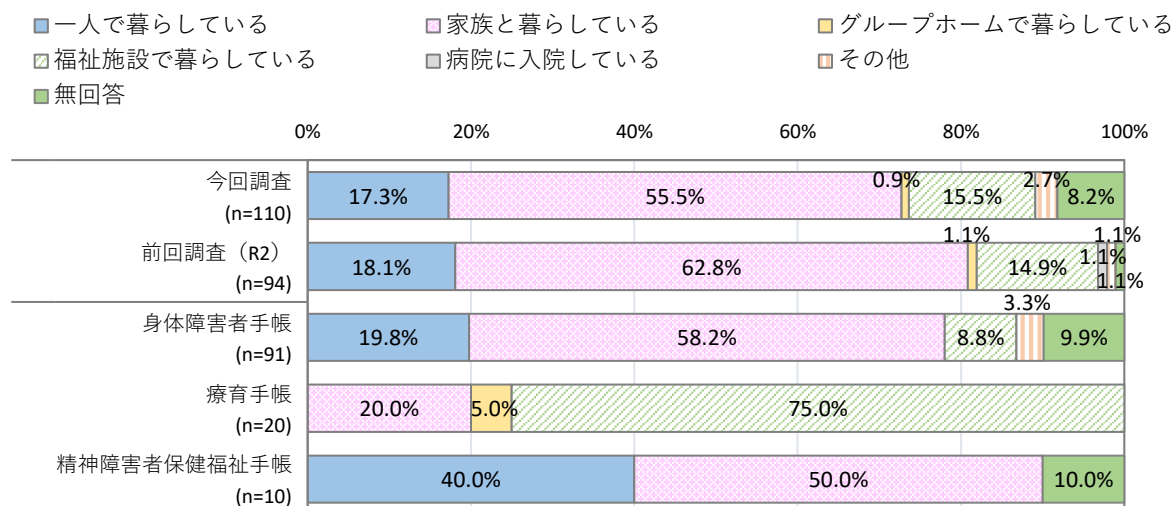
(あてはまるものすべてに○)

悩んでいることや相談したいことについては、「特にない」49.1%が最も高く、次いで「自分の健康や治療のこと」29.1%、「生活費など、経済的なこと」16.4%となっています。



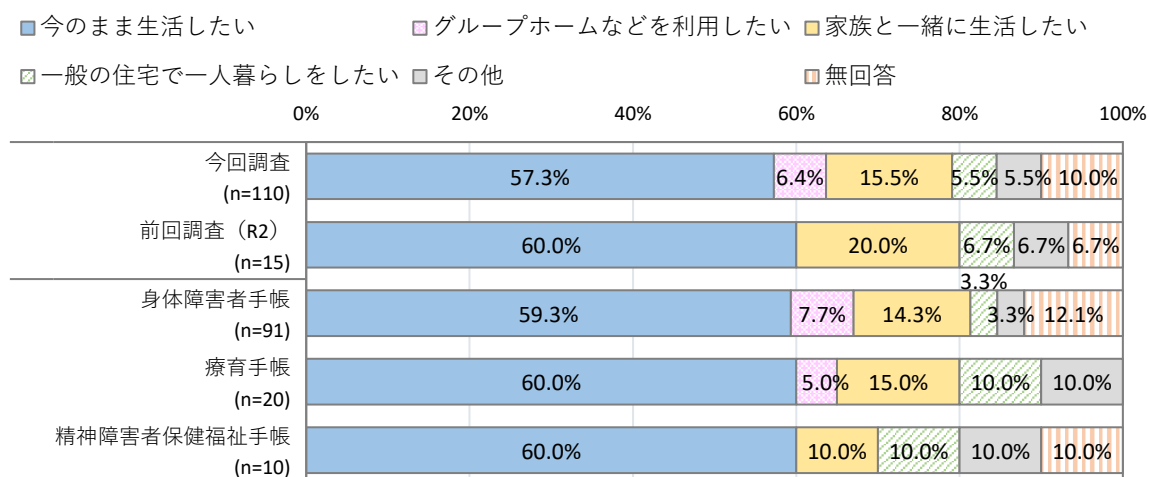
Q あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」55.5%が最も高く、次いで「一人で暮らしている」17.3%、「福祉施設で暮らしている」15.5%となっています。



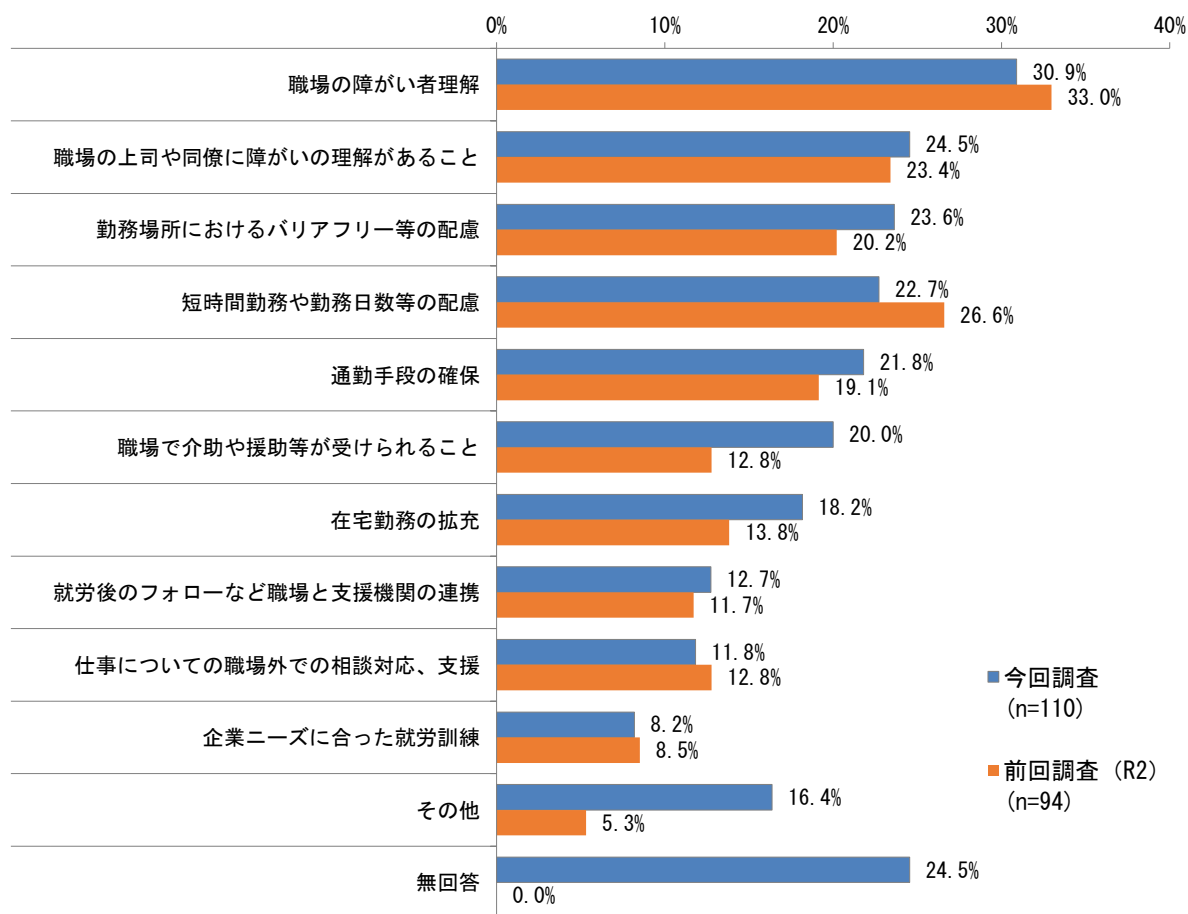
Q あなたは将来、どのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

将来の暮らしについては、「今のまま生活したい」57.3%が最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」15.5%、「グループホームなどを利用したい」6.4%となっています。



Q あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」30.9%が最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」24.5%、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」23.6%となっています。

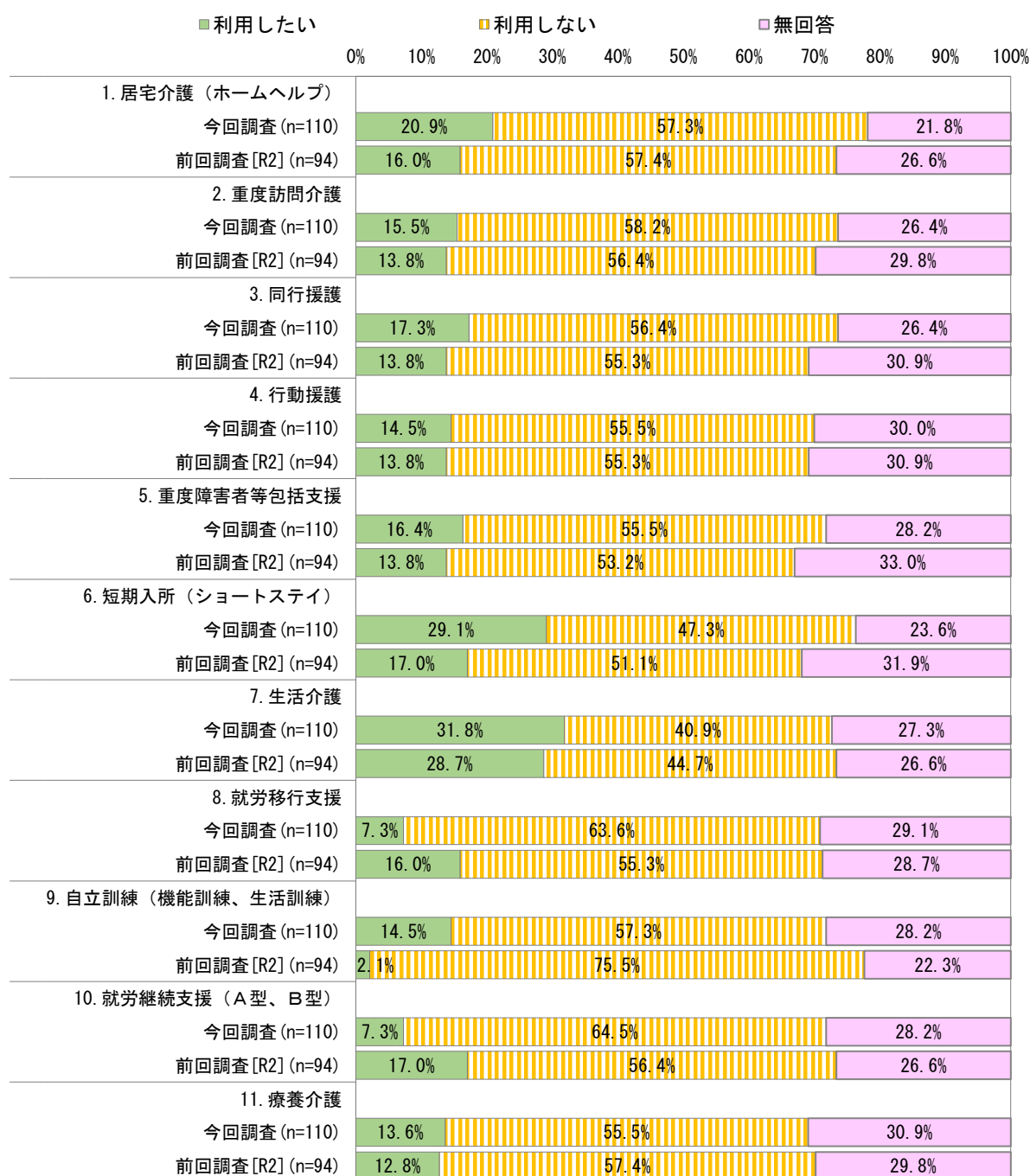


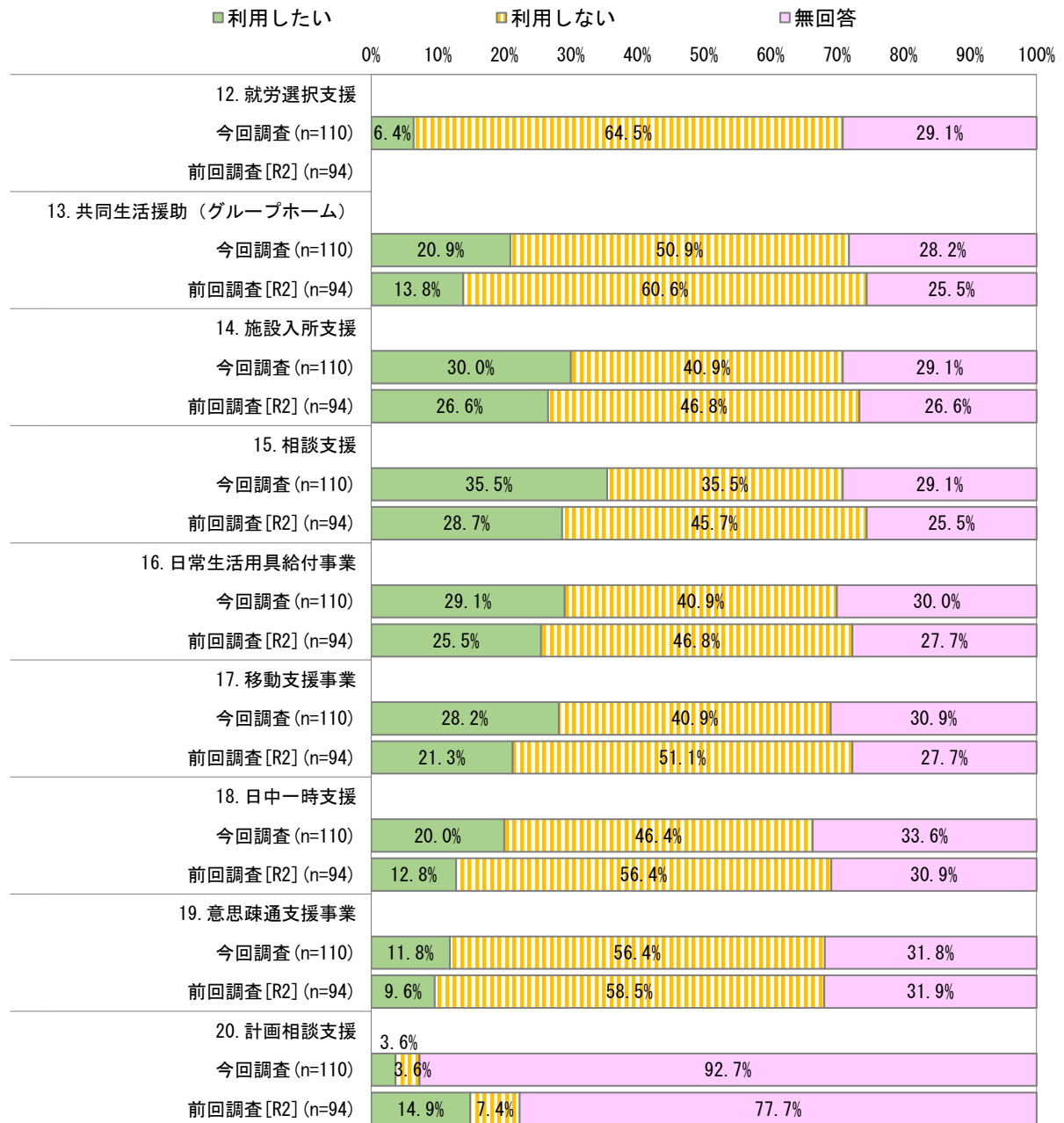
Q あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。

(①から⑳に回答(番号に○)してください)

今後の利用について、「利用したい」は、「相談支援」35.5%が最も高く、次いで「生活介護」31.8%、「施設入所支援」30.0%となっています。

一方「利用しない」については、「就労継続支援(A型、B型)」、「就労選択支援」がいずれも64.5%・「就労移行支援」63.6%、「重度訪問介護」58.2%、「居宅介護(ホームヘルプ)」・「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」がいずれも57.3%と高くなっています。

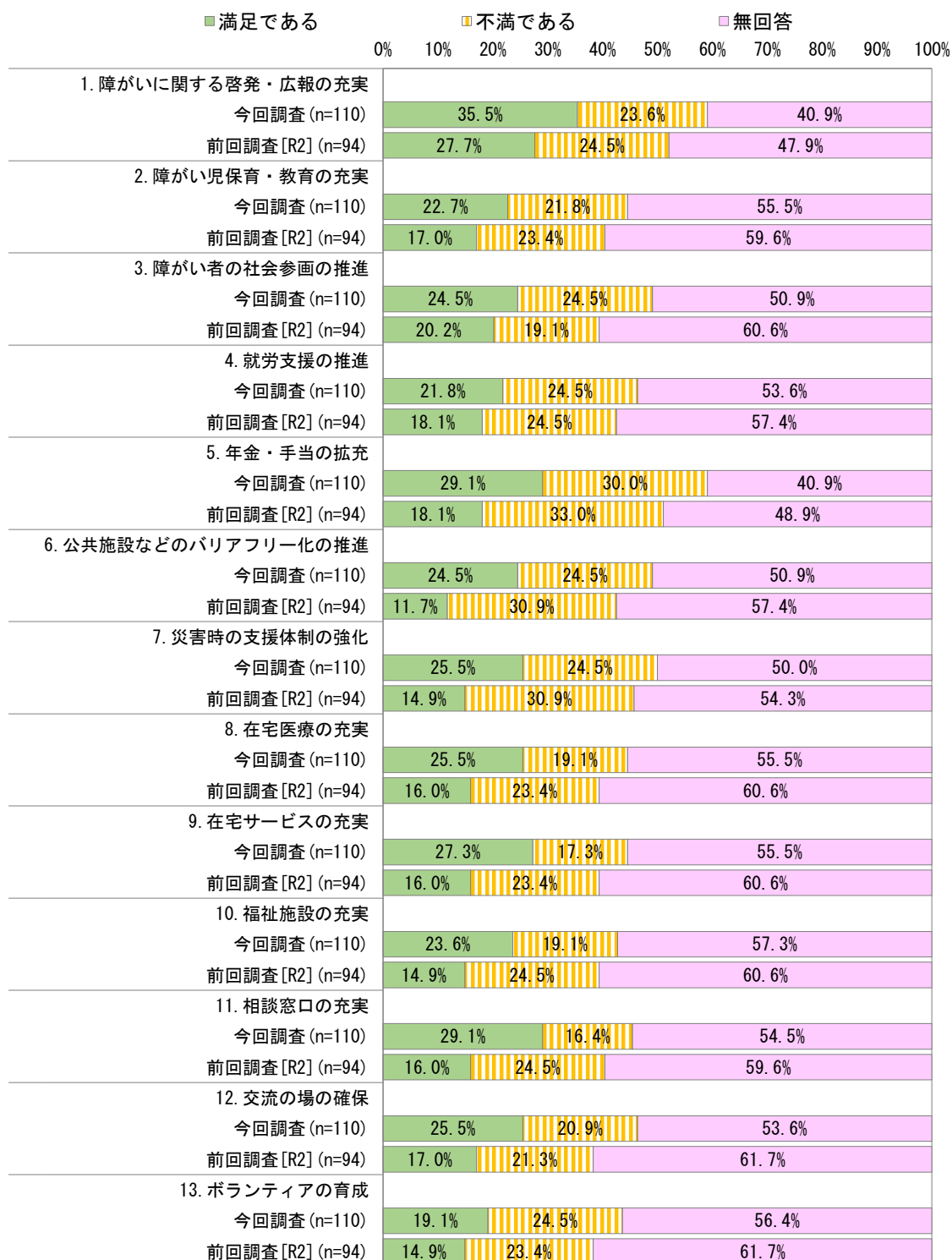




Q 本町の取組について、現在の「満足度」と、今後、重点的に取り組むべき施策の「重要度」をおたずねします。下記のすべての項目について、それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

【現在の満足度】

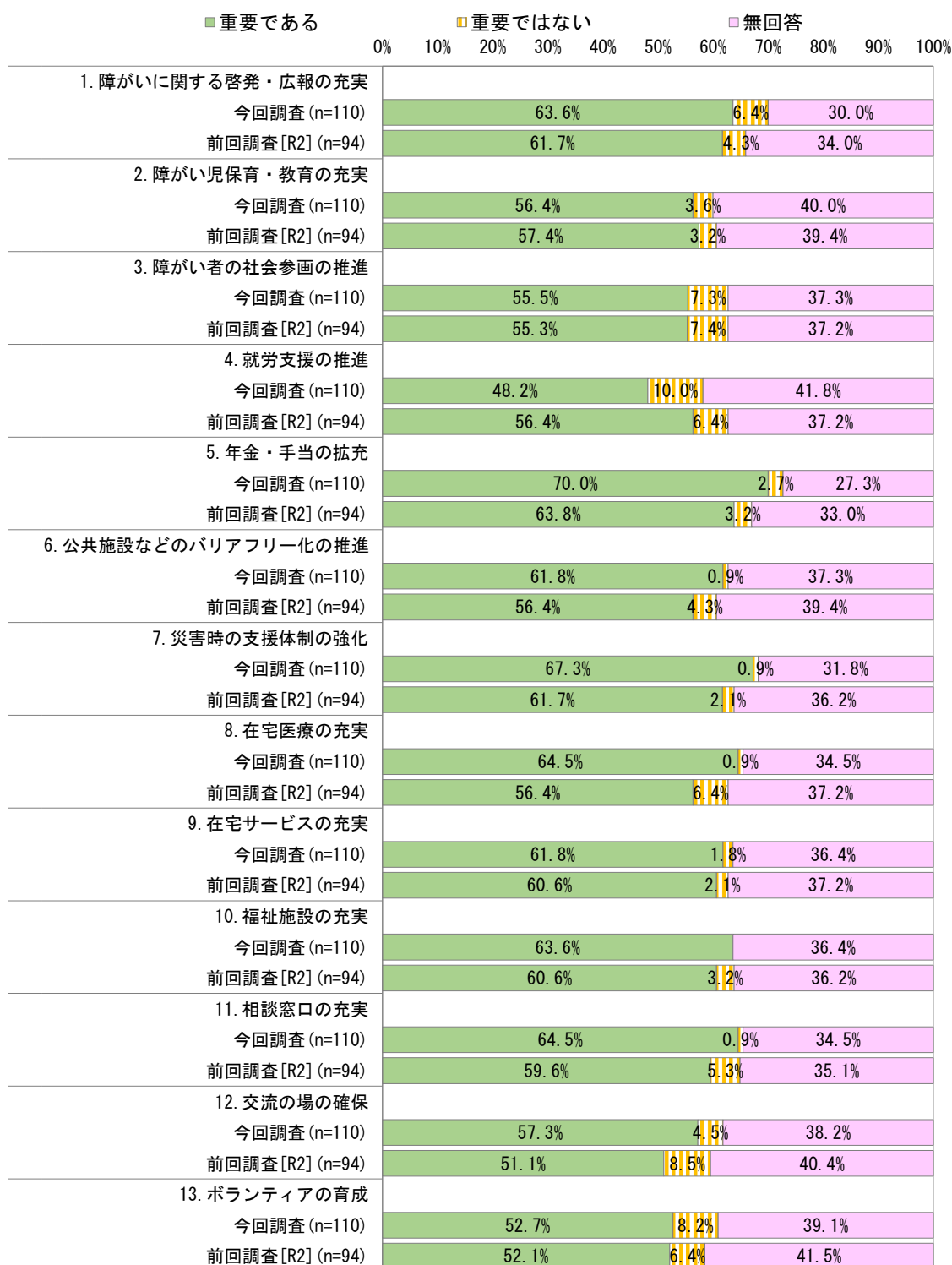
現在の満足度については、ほとんどの項目で「満足である」が上回り、「障がいに関する啓発・広報の充実」35.5%が最も高くなっています。一方、「不満である」では「年金・手当の拡充」30.0%が最も高くなっています。



【今後の重要度】

今後の重要度については、すべての項目で「重要である」と回答した割合が最も高く、「年金・手当の拡充」は70.0%、「災害時の支援体制の強化」は67.3%と高くなっています。

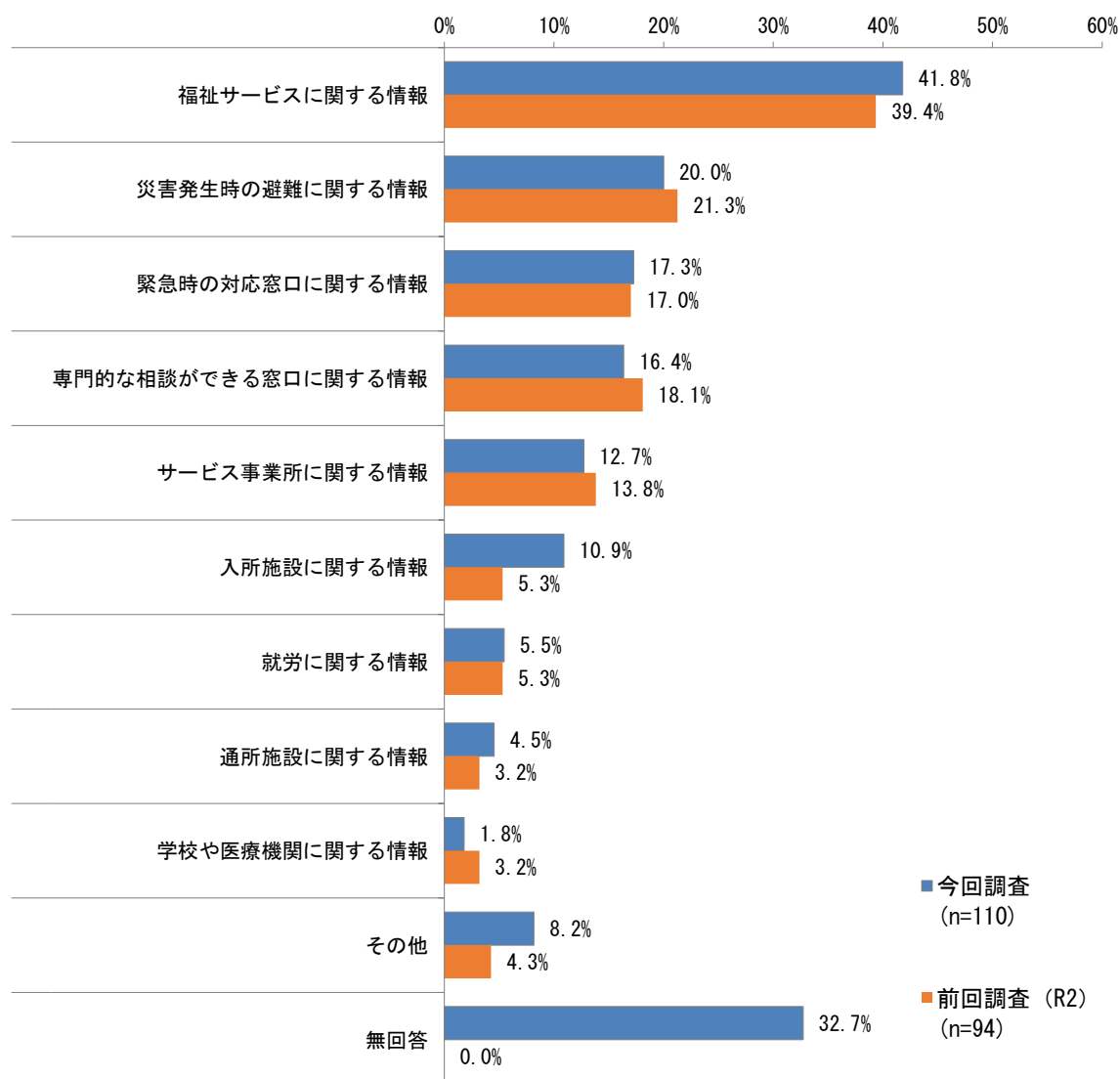
一方、「重要ではない」については、いずれの項目でも1割以下となっています。



Q どのようなサービスについての情報が不足していますか。

(あてはまるものすべてに○)

不足する情報については、「福祉サービスに関する情報」41.8%が最も高く、次いで「災害発生時の避難に関する情報」20.0%、「緊急時の対応窓口に関する情報」17.3%となっています。



第2編 喜界町障害者計画

第3章 計画の基本理念と体系

第1項 基本理念

第6次喜界町総合振興計画において、健康福祉分野では、「町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり」を施策として掲げて、障害者（児）福祉を推進しています。

また、地域の福祉においては、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対して必要な支援を適切かつ持続的に提供する包括的な支援体制整備に取り組みつつ、本町の特性に合った地域共生社会を構築していくことが求められています。

こうしたまちづくりの理念のもと、障害のあるなしに関わらず、すべての町民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」の実現を図るために、前計画からの基本理念を継承し、次のとおりとします。

住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実

第2項 各分野に共通する横断的視点

国において令和5年3月に策定された第5次障害者基本計画に基づく当町における各分野に共通する横断的視点は以下のとおりとします。

1 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

2 共生社会の実現に資する取組の推進

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障害者の参加を確保し、障害者

の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

4 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、重症心身障害その他の重複障害等について、障害特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

5 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえた障害者施策の実施等を図ります。

6 総合的かつ計画的な取組の推進

効果的・効率的かつ安定的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

第3項 施策体系

基本理念	分野方針	基本施策
「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」	第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 障害の理解の推進
		2 権利擁護の推進、虐待の防止
		3 障害を理由とする差別の解消の推進
	第2項 安全・安心な生活環境の整備	1 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
		2 住みよい住宅環境への支援
		3 移動・交通環境の整備
	第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1 意思疎通支援
		2 行政情報のアクセシビリティの向上
	第4項 防災、防犯等の推進	1 防災対策の推進
		2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進
	第5項 保健・医療の推進	1 ライフステージに合わせた健康づくり
		2 保健・医療の充実
		3 精神保健の推進
	第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1 相談支援体制の充実
		2 地域移行支援、在宅サービス等の充実
		3 障害児に対する支援の充実
		4 障害福祉サービスの質の向上と人材育成
	第7項 教育の振興	1 早期療育・切れ目のない支援の充実
		2 学校教育の充実
	第8項 雇用・就業、経済的自立の支援	1 総合的な就労支援の推進
		2 障害者雇用の促進
		3 経済的自立の支援
	第9項 文化芸術活動・スポーツ等の振興	1 文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動等の充実
		2 障害者スポーツの普及拡大

第4章 施策の展開

第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状と課題】

多くの障害のある人は、障害者の地域の暮らし、家族や地域の人が障害者をより深く理解することを求めています。今後は、様々な機会を捉え、障害についての理解を深める活動を、継続して進めて行く必要があります。

アンケート調査では、「成年後見制度」の認知度は、「名前も内容も知らない」36.4%が最も高く、次いで「名前も内容も知っている」・「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がいずれも23.6%となっています。

障害について理解の浸透を図るとともに、「障害者権利条約」や条約の批准に合わせて整備された各種法律等について、障害者のみならず広く一般の人に対しても周知を図り、障害者への配慮が適切に実践されるよう努める必要があります。

アンケート調査において、障害による差別等の経験については、「少しある」10.9%、「ある」4.5%となっています。

共生社会を実現するためには、障害や障害のある人に対する理解を深め、「心の障壁（バリア）」除去が大事です。また、障害のある、なしに関わらず、それぞれがかけがいのない命を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。理解不足や差別、偏見は依然として存在しています。

社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別の解消を進めるためには、町や障害者団体等との連携を図り、町民全体の幅広い理解へつなげることが大切です。

【基本方針】

- 障害のある人が暮らしやすい地域社会を目指すため、啓発・広報等を通じて共生社会やノーマライゼーションの周知向上、理解促進を図ります。
- 判断能力が不十分な障害者や高齢者などの権利と財産を守るために、本人や家族をはじめ、町民や関係機関に対する広報や相談体制の充実を通じて、自己決定権を保障する意義、成年後見制度などの権利擁護制度の普及を図ります。
- 障害を理由とした差別の解消に向けて、町の事務・事業において差別防止・解消を進めるとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を徹底し、差別の解消を推進します。

1 障害の理解の推進

具体的な取組	取組内容
(1) 広報・啓発活動の推進	・ 広報誌の発行やホームページによる、障害や障害のある人に対する情報提供に努め、各種行事等の活用を通して、障害に関する理解を深めることを目指した積極的な啓発活動に努めます。 ・ 障害のある人をめぐる制度改正や障害福祉サービス等に関する情報に関して、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。
(2) 人権への理解促進	・ 障害のある人に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、共に生きる心を育む人権教育を推進します。
(3) ボランティア活動の推進	・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進を図ります。 ・ 地域福祉の担い手となる町民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア団体の活動に対して支援を行います。 ・ 視覚障害者支援のための手話通訳・要約筆記について、ボランティアの養成・スキルアップを推進します。

2 権利擁護の推進、虐待の防止

具体的な取組	取組内容
(1) 成年後見制度の周知・普及	・ 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進事業を推進します。 ・ 各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度の適切な利用の促進を図るため、研修会等の開催やパンフレットの配布等を通じ、制度の周知・普及を図ります。
(2) 障害者虐待防止	・ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の通報窓口や相談支援を強化する等、障害者への虐待を防止するとともに、虐待の早期発見に努めます。

3 障害を理由とする差別の解消の推進

具体的な取組	取組内容
(1) 差別の解消及び合理的配慮の推進	・ 障害を理由として不当な差別的取扱いが生じないように、住民や事業者、また職員への講演会や研修を開催します。 ・ 町内の企業、事業者、及び町民に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供について情報提供や啓発を行います。 ・ 相談への迅速かつ適切な対応、権利擁護に関する意識のPR等に向けて、障害者自立支援協議会において「障害者差別解消地域協議会」の運営に努めます。
(2) 福祉教育の実施	・ 児童や生徒に対し、障害を含めた社会全般についての理解を深めるための福祉教育を推進します。 ・ 地域で行われる福祉関連の行事・ボランティア体験等の機会の拡充や障害者団体等と小中学校との交流を図ります。
(3) 学校における障害への理解を深める機会の確保	・ 基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現を目指し、小・中学校における福祉教育の充実を図ります。 ・ 子どもたちが障害の有無で分け隔てられることなく、共に学ぶことのできる環境をつくることで、「多様な学び場」の実現を図ります。

第2項 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査では、外出する時の困りごとについては、「バスの乗り降りが困難」10.9%、「道路に段差が多い」9.8%となっています。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は、障害のある人の社会参加にもつながるため、今後も継続して環境整備に取り組んでいく必要があります。

将来、どのような暮らしをしたいかについては、「今のまま生活したい」57.3%が最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」15.5%、「グループホームなどを利用したい」6.4%となっています。特に「グループホーム」については、前回調査結果での希望はありませんでしたが、今回調査結果から新たなニーズの高まりが伺えます。

地域移行の推進においては、グループホームなどの受け皿も少ないことから、関係機関と連携しサービスの基盤整備が求められています。

介助者となる家族が高齢等により、一時的に支援できなくなることを踏まえ、グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図っていく必要があります。

また、障害のある人の困りごとの一つとして、移動手段の確保の困難さがあります。障害のある人の高齢化が今後も進み、移動困難者の増加が見込まれます。

障害のある人の移動・交通手段では、公共交通機関の充実や利用しやすい移動手段の確保が課題となっています。地域における自立した生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障害のある人が円滑に外出できるよう支援が必要です。

【基本方針】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等のバリアフリー化を推進し、障害者をはじめとして町民全体の利便性の向上を図ります。
- 安心して在宅生活が継続できるようサービスの充実を通じて在宅生活の不安や不便の解消に努める一方で、グループホーム等での共同生活援助や必要に応じた施設入所の提供体制を確保や適切なサービス及び生活の場を選択できる環境整備を推進します。
- 屋外での移動が困難な障害者の地域における自立生活及び幅広い社会参加を促進するため、気軽に安心して移動できるよう支援の充実に努めます。

1 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

具体的な取組	取組内容
(1) 建築物のバリアフリー化等の推進	・一定規模以上の建築計画についてバリアフリー法に基づき、だれもが使いやすい建築物とすることを推進します。 ・町内の企業・事業所、関連団体等に対し、バリアフリーの広報・啓発を進めます。
(2) 歩行空間等のバリアフリーの推進	・障害のある人や高齢者が安心して利用できる空間の創出を図るため、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。
(3) 公共施設の機能の見直し・向上	・多くの方が利用する公共的な施設や学校等について、スロープ設置やトイレ改修などバリアフリー化を推進します。 ・喜界町公共施設等総合管理計画により、公共施設の利便性向上に向けて、各施設機能の見直し、向上を図ります。

2 住みよい住宅環境への支援

具体的な取組	取組内容
(1) 住まいに関する支援	・重度身体障害者の日常生活の環境改善などを促進するために障害に応じて居宅を改造する費用の一部を助成する重度身体障害者居宅改善整備費の補助制度の周知に努めます。
(2) 施設入所者の地域移行・地域移行支援	・地域での生活を望む障害のある人の地域生活への移行が円滑に進み、地域での生活が定着するよう、関係機関と連携し必要となる障害福祉サービスの確保や相談支援体制の整備を一体的に進めます。 ・グループホームの提供体制の確保や適切なサービス及び生活の場を選択できる環境整備を推進します。
(3) 地域包括支援体制の充実	・障害のある人の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、設置を目指しその運営に努めます。

3 移動・交通環境の整備

具体的な取組	取組内容
(1) 移動しやすい環境の整備促進	・屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、障害福祉サービスとしての同行援護や地域生活支援事業としての移動支援事業の充実に努めます。 ・障害者手帳を取得している方を対象に障害者手帳の等級に応じ、タクシー料金の一部を助成します。
(2) 交通マナーの向上に向けた啓発	・パーキング・パーミット制度の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図ります。

第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

町では、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付等を行っています。

アンケート調査では、障害・福祉サービス情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」35.5%が最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」32.7%、「行政機関の広報誌」23.6%となっています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、コミュニケーションが広がるように支援していく必要があります。

また、情報の充足感については、「やや不足している」34.5%が最も高く、次いで「十分得られている」30.9%、「とても不足している」14.5%となっています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上が求められています。

【基本方針】

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者等の派遣等、今後も障害の状況に応じた円滑なコミュニケーションを支援するための取組みを推進します。
- 必要な情報を容易に取得できるような方法の普及と、様々な広報手段を活用した情報の提供に努め、情報が確実に障害者のもとに届くよう情報アクセシビリティの向上を推進します。

1 意思疎通支援

具体的な取組	取組内容
(1) コミュニケーション支援事業の推進	・聴覚、言語等の障害のため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・聴覚に障害のある人等との交流や、安心安全な生活促進のため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成を推進します。 ・障害のある人が生活に必要な情報の入手や、自由に意思疎通ができるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。
(2) 情報・コミュニケーションに関する啓発	・障害によりコミュニケーションが困難な方についての町民の理解を深めるための啓発を推進します。

2 行政情報のアクセシビリティの向上

具体的な取組	取組内容
(1) 情報のバリアフリー化の推進	・行政情報の提供においては、障害のある人を含むすべての人が情報や機能を支障なく利用できるよう、行政情報の電子化により、ウェブアクセシビリティ（ウェブの情報伝達の保障）の向上やデジタルディバイド（情報格差）への取組みを図ります。 ・障害者にとって、情報伝達の有力な手段となりうるＩＣＴ機器について、障害に応じた利用の促進を検討します。
(2) 必要な情報提供の充実	・各種福祉サービスや町が発行する広報紙、パンフレット等について、さまざまな障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。 ・障害のある方やその家族への福祉サービスの周知に向けて、福祉サービスの情報が一括してわかるガイドを配布します。

第4項 防災、防犯等の推進

【現状と課題】

町では、災害対策として避難行動要支援者名簿の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障害のある人等の要配慮者が安心して避難のできる避難所等の確保を進めています。

また、自主防災組織や民生児童委員を対象に日頃から防災知識の普及啓発を図っています。

アンケート調査では、災害時における一人の避難可否については、「できない」38.2%、「わからない」12.7%となっています。

今後においても、避難誘導や避難所生活のあり方等、様々な障害のある人の利用を想定した対策を検討していく必要があります。

また、防犯対策として、警察等の関係機関と連携し、防犯キャンペーンや地域の自主的な防犯活動の支援等を行っています。障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策についても強化を図る必要があります。

【基本方針】

- 災害等の緊急事態発生時に、適切な情報提供と援助等を行えるよう関係機関との連携を強化するとともに、防災対策の充実に努めます。また、災害時の避難の遅れや混乱等を防ぎ、地域における見守り・支援体制を整備するため、避難行動要支援者台帳の整備・更新を進めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、交通安全や消費者トラブル防止等の防犯・安全対策を推進します。

1 防災対策の推進

具体的な取組	取組内容
(1) 避難行動要支援者 避難支援体制の整備 推進	・ 要介護認定を受けている高齢者や重度の障害のある人など災害時に自力で避難することが困難な人の避難行動要支援者台帳の整備を行い、災害時に優先して支援を受け安全に避難できるよう地域住民と協力して支援する仕組みを構築します。
(2) 防災対策の確立	・ 障害のある人への防火防災知識の向上を図るとともに、災害時に的確に対応するため、障害者施設職員等と連携し防災教育の充実に努めます。 ・ 一般の避難所における避難生活が困難な障害のある人が滞在できる福祉避難所の充実に努めます。 ・ 自主防災組織等の支援体制の確保に努め、災害時の情報伝達、避難場所への誘導、救出活動、避難場所の確保などについて、喜界町地域防災計画に基づき、防災体制を構築していきます。
(3) 情報伝達体制の強化	・ 民生委員など、地域住民とのつながりがある人に対して協力を求め、災害発生時の情報伝達体制の強化をめざします。 ・ SNSや防災行政無線等のほか、ホームページなど多様な手段により、災害時の情報確実に提供していきます。

2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進

具体的な取組	取組内容
(1) 見守り体制の強化	・ 障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、関係機関や地域住民と連携し、地域の見守り機能の強化を図ります。
(2) 消費者トラブル防止	・ 消費者被害の未然防止や消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。
(3) 交通安全対策	・ 交通事故防止のため、障害のある人や高齢者等の社会的弱者への気配りについての啓発活動を通じ、障害のある人の交通安全対策の推進に努めます。 ・ 関係機関と連携を図り、交通危険箇所の点検活動や交通安全指導の充実、子どもや障害のある人、高齢者等の交通弱者に配慮した交通安全施設の整備に努めます。

第5項 保健・医療の推進

【現状と課題】

町では、乳幼児健康診査や特定健康診査等による町民の健康状態の把握と保健指導の実施により、疾病等の予防、早期発見、早期治療につなげる取組みを推進しており、今後においても、障害種別・状態、能力・適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるよう、療育も含めたさまざまな支援が必要です。

障害のある人やその家族がいつまでも健康で暮らしていくためには、保健・医療の充実をはじめ、健康を維持するための主体的な取組みが大切です。そのためには、定期健康診断や、健康づくり事業の充実に力を入れる必要があります。障害のある人が相談からサービス利用に至るまで一貫した保健・医療サービスが受けられるよう、効果的なサービスの提供が必要です。

未熟児や先天性な要因によりフォローを必要とする乳幼児とその家族に対し、医療機関と連携し、医療を受けやすい環境づくりが求められています。

近年、うつ病などの精神的なストレスを原因とする精神疾患が、大きな課題となっています。精神障害のある人については、個別の状況に応じた柔軟なサポート・医療の体制が必要になるため、地域生活を保健・医療の面から支援できるよう、連携・協議の場の設置が求められています。

【基本方針】

- 疾病の予防や早期発見を図るため、各種健康診査やがん検診、健康相談等を実施します。
- 各ライフステージを通じて健康増進を積極的に図るため、疾病予防・早期発見に重点を置いた取組みを推進します。
- 医療的ケア児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して、医療サービスを受けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会ならびに関係機関との連携を一層強化し、障害者が必要とする医療サービスの提供に取組めます。
- 障害者が必要な医療を受診でき、かつ経済的な負担が少しでも軽減されるよう、公費医療負担制度の周知と利用促進を図ります。
- 精神保健や発達障害について、関係機関と連携して相談や指導の充実に取組むとともに正しい知識の普及と啓発を推進します。
- 高次脳機能障害者支援と普及促進のため、当事者と家族支援の充実を図り、高次脳機能障害に関する普及・啓発のための事業や広報活動を通してネットワークづくりを行います。

1 ライフステージに合わせた健康づくり

具体的な取組	取組内容
(1) 母子保健に関する取組の充実	・妊婦に対し医療機関での健康診査を勧奨し、妊産婦訪問指導など安全な妊娠・出産の確保及び相談・支援体制の充実を図ります。 ・3か月児健康診査・7か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。 ・5歳児健診を実施し、3歳児健康診査までに発見しにくい軽度の発達障害について、できるだけ早い時期にスクリーニングし就学後の不適応を少なくするとともに、その子の特性に合った療育を提供し、二次的障害の防止を図ります。 ・タバコ、性感染症などによって引き起こされる、障害の原因を予防するため、思春期からの健康教育を充実し、妊婦とその家族に対する啓発活動を推進します。 ・乳幼児健診等や訪問により、成長・発達に支援が必要と認められた子に対し、個々の成長・発達に応じて専門職による発達相談や助言、適切な療育指導に結びつけるとともに、その過程で生じる保護者の不安や心配などに配慮して働きかけを行います。
(2) 乳幼児発達相談の充実	・今後も乳幼児健診等で障害や発達の遅れを早期発見した乳幼児とその保護者に対し、専門家による発達検査や日常生活等に関する相談・指導の充実を図ります。

2 保健・医療の充実

具体的な取組	取組内容
(1) 保健事業による疾病予防	・成人を対象に特定健診や骨粗しょう症検診、各種がん検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療により障害の原因となる病気の予防及び軽減を図ります。生活習慣病予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実を図ります。 ・健康相談や生活習慣病重症化予防事業等を行い、町民のセルフケア能力の向上を支援します。

具体的な取組	取組内容
(2) 医療的ケア児・者への総合的な支援促進	・医療的ケア児・者が在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう環境整備を推進します。 ・家族に対する支援体制を整備するため、地域での医療、保健、福祉、教育等のさまざまな機関との連携を強化します。 ・医療的ケア児・者の支援に関する相談支援体制整備として、医療的コーディネーターの配置等に向けた人材育成を推進します。
(3) 自立支援医療	・健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行うとともに、制度の周知を図ります。
(4) 重度心身障害者医療費助成事業	・保険適用となる自己負担分の医療費を助成し、重度心身障害者の健康管理、福祉の増進を図り、今後も公費負担制度の周知徹底を図ります。
(6) 感染症等への対策	・日頃から事業所等と連携し、新型コロナウイルスや、インフルエンザウイルスなどの感染症に対する感染予防の重要性、相談窓口などについて、情報の広報・啓発に努めます。 ・感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の構築や、感染症対策用品を備蓄するなどの事前準備等の取組を推進します。

3 精神保健の推進

具体的な取組	取組内容
(1) こころの健康づくり	・障害のある人やその家族、町民等を参加対象として、疾病への理解や社会参加について学ぶ機会を設け、地域社会の理解を深めます。 ・保健所、保健・福祉窓口、医療機関との連携により、障害のある人及びその家族への生活支援に努めます。
(2) 精神保健福祉事業の推進	・町民が心の健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。 ・精神障害者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する町民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。 ・自殺予防対策としての、自殺予防ゲートキーパー養成研

具体的な取組	取組内容
	修について実施します。
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 社会福祉士や保健師が訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。 ・ 回復途上にある精神障害者を対象に、グループ活動を通して、社会的自立を促進できるよう、事業を検討します。在宅の精神障害者をはじめ、障害のある人の生活支援・相談など、社会復帰の促進に努めます。 ・ 精神保健活動をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保とスキルの向上に努めます。

第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査では、何らかの介助を必要とする人は、「入浴」「外出」「家族以外との意思疎通」「お金の管理」「薬の管理」で2割を超えており、主な介助者である家族の負担の大きさがうかがえ、障害者等が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、短期入所等のサービスの提供基盤の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

また、障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

アンケート調査では、保護者が困っていることや心配していることについては、「子どもの発達や病気」が約6割となっています。健診の充実による早期発見や、保育所・幼稚園等における障害の理解の向上を図り、早期に家族が障害を受け入れて専門的な支援につなげることが重要です。

さらには、他の福祉分野を含めた人材不足は全国的な課題となっており、職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材育成・確保に取り組む必要があります。

【基本方針】

- 障害のある人の多様なニーズに対し、きめ細かな相談のもと、障害の状況や家庭の状況、利用者本人の希望を尊重したサービスの利用へつなげられるよう、相談支援における体制の強化を図ります。
- 障害のある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、活動の場の確保や必要なサービスの提供を更に進めます。
- 障害のある子どもの支援の充実を図るとともに、障害のある子どもを介助する家族への支援に取り組めます。
- 障害福祉サービスに係る事業所への情報提供の充実により、福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

1 相談支援体制の充実

具体的な取組	取組内容
(1) 基幹相談支援センターの体制強化	・相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談に加え困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために福祉関係者全体の底上げ、人材育成に努め相談支援機能の強化を図ります。
(2) 相談窓口及び関係機関との連携強化	・障害のある人やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう、相談支援事業所及び相談窓口の周知に努めるとともに、専門機関、障害福祉サービス事業所との連携等により相談機能の強化を図ります。 ・多様化する障害のある人のニーズに対応できるよう、相談機能の質の向上をめざします。 ・相談員の研修や養成を支援し、きめ細やかな総合的かつ高い専門性を持った相談員体制の充実を図ります。
(3) 重層的な相談支援体制の整備	・多岐多様にわたる相談ニーズに対応するため、保健所、相談支援事業所などの関係機関の連携を強化し、それぞれの専門性を活かした相談を行い、相談窓口の充実と相談体制のネットワーク化を図ります。 ・障害者やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするための適切な情報の提供、権利擁護に必要な援助を行います。

2 地域移行支援、在宅サービス等の充実

具体的な取組	取組内容
(1) 障害福祉サービス等の質的・量的充実	・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、ニーズと実態に応じた障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の質的、量的充実を図ります。
(2) 意思決定支援の充実	・障害のある人が日常生活や社会生活において、可能な限り、自らの意思が反映された生活が送れるよう、相談支援体制を推進します。
(3) 家族支援の充実	・ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、関係機関と連携しながら、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を行い適切な支援につなぎます。 ・障害のある人の家族など介護者への支援を行うため、短期

具体的な取組	取組内容
	入所や日中一時支援等の充実を推進し、介護者に対するレスパイトケアの環境づくりに努めます。

3 障害児に対する支援の充実

具体的な取組	取組内容
(1) 障害児発達支援の充実	・就学前の発達に遅れのある児童に対し、個々の発達に応じた指導を充実し、保護者に対する相談事業もあわせて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。 ・早期発見、早期療育の重要性を認識し、保護者の気持ちに寄り添う相談事業の充実を図ります。また保育所・幼稚園や療育機関との連携強化を図ります。
(2) 心身障害児保育の充実	・保育所・幼稚園等が、今後も障害児の受け入れを継続し、障害児に対応できる保育体制を確保できるよう支援します。 ・障害のあるなしに関わらず、児が共に生活する統合保育を推進し、保育環境の整備に努めるとともに、お互いを理解し、成長することができるよう保育の充実に努めます。
(3) 障害児相談支援事業	・子どもの発達課題に応じた児童福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じます。
(4) 身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実	・児童福祉法に基づき、障害児に対して療育を行う児童発達支援等を提供するとともに、日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 ・障害児の発達段階に応じて、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の適切なサービスの提供に努めます。
(5) 情報提供や相談等による家族支援	・情報提供や相談支援等により、その家庭や家族等を支援するとともに、短期入所や居宅介護、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの支援の充実を図ります。

4 障害福祉サービスの質の向上と人材育成

具体的な取組	取組内容
(1) 関係機関との連携	・ 地域の実情に応じた障害者等への支援体制と地域の連絡体制の強化、障害福祉サービスの向上の促進を目的として、障害福祉事業所等の関係機関と連携を図ります。
(2) サービスに対する苦情への対応	・ 福祉サービス利用者と事業者の間に生じた苦情について、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。
(3) 従事者の研修機会の充実	・ 障害福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、サービスを提供する者の育成を目的とした各種研修について、サービス提供者の受講の促進を図ります。 ・ 行政の専門職員を含め、障害福祉サービス提供事業所など、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成・確保に向けた取組を推進します。
(4) サービス提供の担い手確保	・ 高校や事業所等と連携し、学生向けに説明会やセミナー、職場体験等を行い、障害福祉に触れる機会を増やすなど障害福祉への人材確保に向けた取組に努めます。 ・ 各種事業の実施や各団体などの取り組みを通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、町民の活動への参加を促します。

第7項 教育の振興

【現状と課題】

町では、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実を図るとともに、早期発見・早期療育の体制を整備し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援に努めています。

個に応じた就学支援として、学校管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に、支援体制づくりを実施し、きめ細かで多方面からの相談、支援を実施しています。また、特別支援教育指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置していますが、障害の多様化や教育的ニーズの多様化に対応するため、関係機関との連携強化や、指導力向上のための研修の充実が必要です。

今後においては、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育ての場における支援体制の強化を進めていくことが必要です。また、障害のある子どもの健やかな成長のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

国は、障害のある子どもも、ない子どもも、共に教育を受けることで、「共生社会」の実現をめざして、「みんなが一緒に学ぶ」というインクルーシブ教育を推進しています。

アンケート調査では、保育所・幼稚園・学校に望むことについては、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」57.1%が最も高く、次いで「就学や進路などの相談体制の充実」・「通常の学級への受け入れ」がいずれも28.6%、「施設、設備、教材の充実」・「個別指導の充実」がいずれも14.3%となっています。

保護者が身近なところで早期に相談が開始でき、継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携が求められます。

また、学校においては、支援籍学習や交流及び共同学習をはじめとした共生社会を目標とした多様な学びの場の充実、人権教育や福祉教育における障害者理解の促進が必要です。

【基本方針】

- 障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携、ネットワークの構築を進め、療育体制の充実を図ります。
- 障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図るとともに、学校教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。障害のある子どももない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システム）に向けた取組を推進します。

1 早期療育・切れ目のない支援の充実

具体的な取組	取組内容
(1) 早期療育の促進	・子どもの発達に不安を持つ保護者に対し、健診や発達相談など、多方面の相談窓口から療育機関へつなぐ体制の充実を図ります。 ・児童発達支援センターの設置に向けて協議をすすめていきます。
(2) 障害児保育事業	・保育所・幼稚園等が、今後も保育の場で、児の発達支援に取り組めるよう、巡回相談等の機能充実を図ります。 ・障害のある児童とない児童が共に生活する統合保育を推進し、保育環境の整備に努めるとともに、お互いを理解しあい、成長することができるよう保育の充実に努めます。
(3) 切れ目のない支援体制の充実	・支援が必要な子どもの就学において、就学前から就学後の療育へスムーズな移行を図るために、教育・保育施設等を含め協議と、課題や情報の共有を図り、連携を強化します。
(4) 発達障害児支援の推進	・関係機関との連携により、相談体制や機能の充実を図ります。また、成長段階に応じて適切な支援につながる療育を推進します。 ・発達障害に関する地域の理解を得るため、保護者や町民に対する啓発に取り組みます。

2 学校教育の充実

具体的な取組	取組内容
(1) インクルーシブ教育の推進	・障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障害の状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられるよう関係機関との連携を推進します。 ・障害の種別に応じた適切な教育、個に応じた教育が受けられるよう、指導力の向上を図るとともに、教材等の整備充実、学校の教育環境の整備を推進します。 ・特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮及びその環境整備については、一人ひとりの教育的ニーズに応じ検討します。またその内容は発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図るよう努めます。

具体的な取組	取組内容
(2) 放課後支援の充実	・ 障害のある子どもの放課後の居場所を充実させるため、放課後等児童デイサービス事業所の拡充に努めるとともに、放課後児童クラブと学校との連携を推進します。 ・ 障害のある児童（者）の学校教育終了後における学習や、校外活動等を支援するために、各種福祉施設等との連携を進めます。
(3) 教職員の指導力・資質の向上	・ 特別支援学級や通常の学級において、障害のある児童生徒に関わる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために研修の機会の充実を図ります。また、教員が研修を受けやすい環境整備を進めます。 ・ 特別支援教育指導員の専門的見地からの指導・助言を受け児童生徒への理解を深めていきます。
(4) 家庭への支援	・ 障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため必要な援助を行うとともに、特別支援教育就学奨励費の支給を実施し、特別支援学校及び特別支援学級への就学を奨励し、特別支援教育の振興、充実を図ります。

第8項 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

障害のある人の自立にとって、就労は社会とのつながりや経済的な面からも重要です。

県の障害者雇用率は伸び悩んでいるとともに、早期離職者がいることから、就職から職場定着までの一貫した支援が課題となっています。

また、公共職業安定所や障害福祉サービス事業所等との連携により、障害のある人への理解や職場環境を整備していくことで、障害のある人が安心して働ける環境づくりをする必要があります。

さらに、一般就労が困難な障害のある人に対しても、働く機会と場の確保や一般就労に向けた訓練のために、福祉的就労や多様な就労の場の提供と拡充が求められています。

アンケート調査では、「職場の障害者理解」30.9%が最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」24.5%と理解に関する事項を上位にあげています。

障害者雇用を促進するため、障害のある人に対する職業訓練、事業主に対する助成、職場定着までの相談等の様々な支援制度の啓発が必要です。

また、障害年金や各種手当、助成制度などにより、障害のある人の個々の状況に応じた利用の促進を図ってきましたが、各種手当や制度の認知度が十分でないことから、さらなる周知、受給や利用促進の工夫が今後の課題となっています。

【基本方針】

- 障害者が自立した生活が送れるよう、必要な知識の習得や能力を向上するための支援体制の充実を図ります。
- 必要なサービスが利用できるよう、就労支援センターや公共職業安定所、サービス事業者など、関係機関との連携強化を図り、就労支援体制の充実に努めます。
- 一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、一人ひとりの適性に合った職場への就労・定着を支援します。
- 公共職業安定所などの関係機関と連携して、障害者雇用について、事業者への理解・啓発を推進し、一般就労の促進に取り組めます。
- 障害のある人の生活安定を図るために、就労による収入の確保や障害福祉サービス利用時の費用負担軽減、各種福祉手当等の周知を行います。
- 関係機関が連携し、各種支援策を講じることにより、障害のある人の雇用の場が確保されるように努めます。

1 総合的な就労支援の推進

具体的な取組	取組内容
(1) 総合的な就労支援の充実	・ 障害のある人の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。 ・ 関係機関と連携して、障害のある人の職業能力の習得支援に努めます。
(2) 福祉的就労の支援	・ 一般就労が困難な障害のある人でも、生きがいを持って働くことができるよう、就労継続支援事業や地域活動支援センターなどの基盤の充実に推進し、福祉的就労の場の確保を進めます。 ・ 将来一般企業等での就労を希望する人や一般就労が困難な人に就労機会や訓練機会を提供に努めます。 ・ 障害特性に配慮した就労支援が提供されるよう、計画相談を充実させます。 ・ 町内福祉施設などで作成した製品の販路拡大などの支援に努めます。
(3) 就労移行・定着支援推進	・ 就労移行支援事業や就労定着支援事業の実現を図り、一般就労を希望する障害のある人が安心して働き続けられる環境整備をすすめます。
(4) 農福連携の推進	・ 障害のある人が地域の基幹産業である農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性も期待されることから、その推進を図ります。

2 障害者雇用の促進

具体的な取組	取組内容
(1) 法定雇用率達成の働きかけ	・ 商工会等との連携により、障害のある人の雇用促進のための各種助成金制度の周知・広報に努め、制度の活用を促すとともに、障害のある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
(2) 職場における障害者理解の啓発	・ ハローワーク(公共職業安定所)や喜界くらし・しごとサポートセンター等の関係機関と連携を図り、事業所に対し障害者雇用率制度、障害者雇用に関する各種助成制度

具体的な取組	取組内容
	などの普及を推進するとともに、障害者雇用の理解と協力を促進し、障害のある人の適性に応じた就労支援の充実を図ります。
(3) 障害のある人の採用と働きやすい環境づくり	・ハローワーク(公共職業安定所)や喜界くらし・しごとサポートセンター等の関係機関と連携を図り、障害のある人を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障害のある人がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進し、障害のある人の適正に応じた就労支援の充実を図ります。

3 経済的自立の支援

具体的な取組	取組内容
(1) 障害者施設等からの優先調達の推進	・行政機関から障害者施設等への業務発注を働きかけていきます。喜界町障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。
(2) 各種福祉制度の周知	・障害年金や各種手当等について、広報誌やホームページなどにおいて、受給要件や手続など制度について分かりやすく周知を行います。

第9項 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、レクリエーション及び文化活動に親しむことは、健康の維持・増進や、交流、余暇の充実につながり、生活を豊かにするものです。

アンケート調査では、1週間の外出頻度については、「1週間に数回外出する」36.4%が最も高く、次いで「毎日外出する」34.5%、「めったに外出しない」12.7%となっています。

そのため、関係団体等と連携し、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、文化芸術活動やスポーツ活動等が、障害のある人の生きがいつくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、交流機会の創出にもつながるように取り組んでいく必要があります。

交流については、関係団体と連携しながら、誰もが交流できる障害者スポーツイベント等の開催も有効です。

【基本方針】

- 地域づくりのための様々な活動に、町民が積極的に参加するよう、地域活動の活性化を図ります。また、活動を通じて、すべての人が自然に交流できるよう、情報提供や開催方法等の充実を図ります。

1 文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動等の充実

具体的な取組	取組内容
(1) 障害のある人の交流の場の確保	・ 障害のある人やその家族等が休日などに集まり、交流できるサークル等の機会や場づくりを支援します。 ・ 交流の場の確保にとどまらず、障害者と地域をつなぐ支援に努めます。 ・ ボランティアを養成し、当事者とのふれあいを促進します。今後は、サロン活動とボランティアを養成できる企画等を検討します。
(2) 文化芸術活動の充実	・ 障害のある人が心豊かな日常生活を送れるよう、優れた文化にふれあう機会や気軽に参加できる身近な活動の紹介を行い、参加を呼びかけます。 ・ 各種団体と協力し、障害のある人の社会参加意欲を促せるよう、文化芸術活動の発表の機会の創出に努めます。 ・ 障害のある人に向けた生涯学習の情報提供と相談体制の

具体的な取組	取組内容
	充実を図るとともに、多様な学習ニーズに応えられる学習機会を提供するなど、学習活動の支援に努めます。

2 障害者スポーツの普及拡大

具体的な取組	取組内容
(1) スポーツ活動等の支援	・多くの町民が交流できる社会を目指し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。 ・障害のある人にスポーツを普及するために、障害のある人がその特性と興味に応じて、気軽に参加できるスポーツ大会への参加を支援します。
(2) 指導者の育成	・スポーツ推進委員の知識・指導技術の向上を更に図り、スポーツ・レクリエーション指導者の育成を支援します。

第3編 第7期喜界町障害福祉計画・第3期喜界町障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

第1項 基本的理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

3 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

5 障害児等の健やかな育成のための発達支援

障害児等及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児等支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児等のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第2項 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○就労選択支援 ○短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
		相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
		自立支援医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
		補装具	車いす、義手、義足、補聴器等
	地域生活支援事業	必須事業	○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業
		任意事業	○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○その他事業
児童福祉法	障害児通所支援		○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
	障害児相談支援		○障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

第3項 障害福祉サービスに関する数値目標

障害者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本方針及び県の考え方にに基づき、本町の実情を踏まえて数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホームや一般住宅等、地域生活に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針	①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本町の目標	①令和4年度末時点の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②施設入所者数を令和4年度末時点から5.0%以上削減することを目指します。
実績値	①令和4年度末時点の施設入所者数 39人
目標値 (令和8年度末)	①地域生活移行者数 3人(7.7%移行) ②施設入所者の削減数 2人(5.1%削減) (令和8年度末)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数の減少。 ③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点での退院率を84.5%、1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
本町の目標	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」において、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行い、その推進を図ります。 <u>なお、国の基本指針に係る数値目標は、鹿児島県が設定する目標値のため、本町においては設定しません。</u>

3 地域生活支援の充実

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

国の基本指針	①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置するなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
本町の目標	①障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入対応体制の確保、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活拠点等の整備を進めます。また、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などを推進し、年1回以上の検証及び検討をします。 ②強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。
目標値 (令和8年度末)	①地域生活支援拠点等の整備数 <u>1箇所(面的整備)</u> ②地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 <u>1人</u> ③地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 <u>年1回以上</u> ④本町または圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備 <u>有(支援体制についての協議を実施)</u>

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針	①福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ③就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。 ④就労継続支援B型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。 ⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。更に、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
本町の目標	地域の企業や公共職業安定所などの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。
実績値 (令和3年度)	①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (a) <u>0人</u> ② (a) のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>0人</u> ③ (a) のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u> ④ (a) のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u> ⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>0人</u>
目標値 (令和8年度末)	①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (b) <u>1人</u> ② (b) のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>0人</u> ③ (b) のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 <u>1人</u> ④ (b) のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u> ⑤就労定着支援事業の利用者数 本町には当該事業所がないため設定しない ⑥就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 本町には当該事業所がないため設定しない ⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 本町には当該事業所がないため設定しない

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のために、障害児支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。 また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
本町の目標	①令和8年度末までに国の指針に沿って町内に1箇所設置を目指します。 ②令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。
目標値 (令和8年度末)	①児童発達支援センターの設置数 <u>1箇所</u> ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 <u>有</u>

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
本町の目標	①令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保を目指します。 ②令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。
目標値 (令和8年度末)	①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数 <u>1箇所</u> ②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 <u>1箇所</u>

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本町の目標	①「医療的ケア児支援のための協議の場」を設置し、医療的ケア児等が適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、関係機関等との協議を行います。 ②医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関等と連携を図り支援体制の確保に努めます。
目標値 (令和8年度末)	①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 有 ②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数 1人

6 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。

国の基本指針	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
本町の目標	①地域の相談支援体制の強化を図るため、指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。 ②自立支援協議会において、個別事例の検討を実施するための体制を確保します。
目標値 (令和8年度末)	①基幹相談支援センターの設置 有 ②協議会における個別事例検討の実施体制の確保 有

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針	令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本町の目標	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を整え、サービスの質の向上を図ります。
目標値 (令和8年度末)	①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 有

第4項 障害福祉サービスの利用実績と量の見込み

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
居宅介護	計画値	17	221	18	234	19	247
	実績値	13	165	15	176	14	200
重度訪問介護	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
同行援護	計画値	6	48	6	48	6	48
	実績値	4	27	3	25	4	19
行動援護	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
居宅介護	計画値	14	181	15	194	16	206
重度訪問介護	計画値	0	0	0	0	1	20
同行援護	計画値	4	26	5	33	6	40
行動援護	計画値	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。また、地域生活への移行により訪問系サービスの利用が増加することが見込まれます。

【見込量対応のための方策】

障害のある人の増加や介護者の高齢化を見据え、引き続きサービス提供事業者に対し、情報提供を行い、サービスの供給体制と量の確保を促すとともに、専門的な人材確保・育成やサービスの質的向上を目指し、支援体制の強化を図ります。

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

区 分	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障害者を対象に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練（生活訓練）	地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障害者を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、実習や職場探しを通じて適正に合った職場へ一般就労が見込まれる人に対して、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援A型（雇用型）	就労移行支援事業を利用して一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援B型（非雇用型）	年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業等を利用して雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化等により生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの理由により介助ができなくなった場合、支援を必要とする障害者・障害児を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護など必要な介護を行うサービスです。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
生活介護	計画値	55	1,045	55	1,045	55	1,045
	実績値	53	1,008	51	909	50	880
うち、重度障害者	実績値	1		0		0	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	11	1	11	1	11
	実績値	1	16	1	18	0	0
自立訓練 (生活訓練)	計画値	1	13	2	26	2	26
	実績値	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	計画値						
	実績						
就労移行支援	計画値	1	12	1	12	1	12
	実績値	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 A型	計画値	3	48	3	48	4	64
	実績値	3	31	3	60	3	59
就労継続支援 B型	計画値	19	209	20	220	20	220
	実績値	7	97	5	74	6	77
就労定着支援	計画値	0		0		1	
	実績値	0		0		0	
療養介護	計画値	2		2		2	
	実績値	2		2		2	
短期入所 (福祉型)	計画値	11	66	11	66	11	66
	実績値	8	71	9	51	7	34
	うち、重度障害者	0		0		0	
短期入所 (医療型)	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	0	0	0	0	0	0
	うち、重度障害者	0		0		0	

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
生活介護	計画値	51	926	52	944	53	962
うち、重度障害者	計画値	1		1		1	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	18	1	18	2	36
自立訓練 (生活訓練)	計画値	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	計画値			0		0	
就労移行支援	計画値	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 A型	計画値	3	50	3	50	4	67
就労継続支援 B型	計画値	6	83	7	97	8	111
就労定着支援	計画値	0		0		0	
療養介護	計画値	2		2		3	
短期入所 (福祉型)	計画値	8	52	9	58	10	65
うち、重度障害者	計画値	0		0		1	
短期入所 (医療型)	計画値	0	0	0	0	0	0
うち、重度障害者	計画値	0		0		0	

【見込量設定の考え方】

利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、横ばいもしくは増加傾向で利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量対応のための方策】

障害のある人が自ら望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供及び質の充実を図るとともに、新たなサービス事業者の参入についても支援します。

また、就労系サービスについては、就労継続支援等の従来の支援に加えなど、本人の希望を尊重した多様な就労支援に努めます。

3 居住系サービス

【サービスの概要】

区 分	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護など、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	夜間での介護を必要とする障害者や、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行うサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画値	0	1	1
	実績値	0	0	0
共同生活援助	計画値	11	12	13
	実績値	14	14	13
うち、重度障害者	実績値	1	0	0
施設入所支援	計画値	39	38	38
	実績値	39	40	36

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画値	0	0	0
共同生活援助	計画値	14	15	16
うち、重度障害者	計画値	1	1	1
施設入所支援	計画値	36	35	34

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案し、自立生活援助は横ばい、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は増加傾向で見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。また、地域生活への移行に向けて、引き続き福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、関係団体や事業者との連携・調整を図り、地域生活支援拠点の整備を推進します。

4 相談支援

【サービスの概要】

区 分	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	72	74	76
	実績値	71	67	50
地域移行支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
地域定着支援	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	52	54	56
地域移行支援	計画値	0	0	0
地域定着支援	計画値	0	0	0

【見込量設定の考え方】

相談支援については、利用実績の推移をもとに、見込み量を設定します。

施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

計画相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。

今後も事業者との連携の下、障害のある人の地域生活を支える相談体制や地域移行・定着に向けた支援体制の整備を行うとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

5 障害児通所支援等

【サービスの概要】

区 分	内 容
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神障害のある未就学児を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	身体障害や知的障害、精神障害のある就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児を対象に、その児に指導経験のある児童指導員・保育士等が当該施設を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対して、障害児以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなどの支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
児童発達支援	計画値	21	105	21	105	21	105
	実績値	17	87	14	59	10	52
放課後等 デイサービス	計画値	17	102	18	108	19	114
	実績値	11	81	16	102	17	117
保育所等 訪問支援	計画値	0	-	0	-	1	-
	実績値	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	0	-	0	-	1	-
	実績値	0	0	0	0	0	0

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
児童発達支援	計画値	12	58	13	63	14	68
放課後等 デイサービス	計画値	17	117	18	124	19	131
保育所等 訪問支援	計画値	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	0	0	0	0	0	0

【見込量設定の考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、今後も対象となる子どもの増加に伴い、利用者数も増加傾向で見込量を設定しています。保育所等訪問支援は横ばいで見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

障害児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて適切な支援を提供できるよう、障害のある子どもの家庭のサポートの視点に立った、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

6 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

【サービスの概要】

区 分	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した子どもについて、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障害児相談支援	計画値	39	39	39
	実績値	28	29	27

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障害児相談支援	計画値	29	30	31

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して、増加傾向で見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

子育てや保育、教育等の関係する機関等や障害福祉サービスを提供する事業者との連携を図り、支援が必要な児童の障害の特性や成長段階に応じて適切なサービスが提供できるように人材の育成や支援の質的向上に努めます。

(2) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【概要】

区 分	内 容
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関係機関との連携や各種サービスの調整を行うコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らせるよう支援します。

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	計画値	0	1	1

【見込量設定の考え方】

医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携・調整を図るコーディネーターを継続的に配置するため見込量を設定します。

【見込量対応のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。

7 発達障害者等に対する支援

【概要】

区 分	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム	ペアレントトレーニングは、発達障害などの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムになります。 ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムになります。
ペアレントメンター	ペアレントメンターは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことになります。
ピアサポート	ピアサポートは、「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味します。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のことになります。

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0
ペアレントメンターの人数	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	計画値	2	2	2
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等実施者数	計画値	0	0	1
ペアレントメンターの人数	計画値	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	計画値	0	0	1

【見込量対応のための方策】

発達障害の早期発見・早期対応のために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制の確保を図ります。

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
精神障害者の地域移行支援の利用人数（人）	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の利用人数（人）	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
精神障害者の共同生活援助の利用人数（人）	計画値	-	-	-
	実績値	9	9	9
精神障害者の自立生活援助の利用人数（人）	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	計画値	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	計画値	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	計画値	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用人数（人）	計画値	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の利用人数（人）	計画値	0	0	0
精神障害者の共同生活援助の利用人数（人）	計画値	9	9	10
精神障害者の自立生活援助の利用人数（人）	計画値	0	0	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	計画値	0	0	0

【見込量対応のための方策】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、自立支援協議会における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」の推進に向けて、保健・医療・福祉の連携体制の構築を図ります。

9 相談支援体制の充実・強化等

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置数（箇所）	実績値	0	0	0
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	実績値	0	0	0
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	実績値	0	0	0
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	実績値	0	0	0
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	実績値	0	0	0
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）	実績値	0	0	0
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	実績値	0	1	1
相談支援事業の参加事業者・機関数（事業者数）	実績値	0	2	2
協議会の専門部会の設置数（部会）	実績値	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数（回）	実績値	0	0	1

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数（箇所）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）	計画値	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	計画値	1	1	2
相談支援事業の参加事業者・機関数（事業者数）	計画値	2	2	2
協議会の専門部会の設置数（部会）	計画値	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数（回）	計画値	1	1	2

【見込量対応のための方策】

地域における相談支援体制の充実・強化を図るため、地域の相談支援事業者に対し専門的な指導・助言及び人材育成等を実施します。また、地域の相談機関との連携を強化し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制を整備するとともに、個別事例を通じ地域のサービス基盤の開発・改善等の検討を行います。

10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【実績及び見込量（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数（人）	実績値	0	0	0
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実績値	無	無	無
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数（回）	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数（人）	計画値	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	計画値	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数（回）	計画値	1	1	1

【見込量対応のための方策】

多様化する障害福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加や相談支援専門員及びサービス管理責任者等への各種研修への参加を推進します。

また、障害者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーになった内容の分析や自立支援協議会での事例検討などを行い、サービスの質の向上を図ります。

第5項 地域生活支援事業

国は障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状態に応じて、自治体の判断で柔軟な形態により効率的・効果的に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。本町でも、この地域生活支援事業を活用して、各種の事業を実施します。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対し、障害のある人等への理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業 (実施有無)	計画値	-	-	-
	実績値	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施有無)	計画値	検討	検討	検討

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業 (実施有無)	計画値	-	-	-
	実績値	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業 (実施有無)	計画値	検討	検討	検討

(3) 相談支援事業

【事業の種類と内容】

事業の種類	内 容
障害者相談支援事業	障害者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。指定相談支援事業所に委託し、障害者相談支援事業を実施しており、引き続き、3箇所を実施を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に設置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援の強化を図ります

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 （実施箇所数）	計画値	-	-	-
	実績値	1	1	1
住宅入居等支援事業 （実施有無）	計画値	-	-	-
	実績値	-	-	-
基幹相談支援センター機能強化事業（実施箇所数）	計画値	-	-	-
	実績値	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 （実施箇所数）	計画値	1	1	1
住宅入居等支援事業 （実施有無）	計画値	-	-	-
基幹相談支援センター機能強化事業（実施箇所数）	計画値	-	-	-

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

身寄りがいないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害や精神障害のある人を対象に、制度の利用を促進し、本町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、成年後見制度の申し立てに係る費用（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業 (利用者数)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (利用者数)	計画値	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業

【事業の内容】

聴覚、音声・言語機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人とその周りの人との円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員等などの派遣を行います。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（人）	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業（人）	計画値	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活を営むことに支障のある障害者、障害児に対し、生活の利便性の向上を図るため、自立生活支援用具など日常生活に必要な用具を給付または貸与します。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①給付等実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件数	件数	件数
介護訓練支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	1
自立生活支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
在宅療養等支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	0
情報・意思疎通支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	3	1	1
排せつ管理支援用具	計画値	230	232	234
	実績値	209	193	200
住宅改修費	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		件数	件数	件数
介護訓練支援用具	計画値	2	2	2
自立生活支援用具	計画値	1	1	1
在宅療養等支援用具	計画値	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	計画値	2	2	2
排せつ管理支援用具	計画値	210	212	214
住宅改修費	計画値	1	1	1

(7) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施し、聴覚障害者等との交流・支援を行う人材の確保を図るための事業です。

【研修実績と今後の見込み】

①実施回数実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実施内容	実施内容	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	計画値	-	-	-
	実績値	-	-	-

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実施内容	実施内容	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	計画値	検討	検討	検討

(8) 移動支援事業

【事業の内容】

屋外での移動が困難な障害者、障害児について、外出等のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加の促進を図ります。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
移動支援事業	計画値	4	-	5	-	6	-
	実績値	8	175	8	194	14	210

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
移動支援事業	計画値	14	200	15	220	15	220

(9) 地域活動支援センター事業

【事業の内容】

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障害のある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所	利用人数 (人)	実施箇所	利用人数 (人)	実施箇所	利用人数 (人)
地域活動支援	計画値	1	10	1	10	1	10
センター事業	実績値	1	8	1	8	1	8

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施箇所	利用人数 (人)	実施箇所	利用人数 (人)	実施箇所	利用人数 (人)
地域活動支援	計画値	1	9	1	9	1	9
センター事業							

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴のサービスを提供する事業です。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画値	0	1	1

(2) 日中一時支援事業

【事業の内容】

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練等の支援を行う事業です。

【実績と今後の見込み（年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
日中一時支援事業	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込み

②見込み（第7期計画）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
日中一時支援事業	計画値	0	1	1

第4編 計画の推進

第1項 障害者・障害児を支える体制づくり

障害者・障害児が地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保やこれらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築と地域全体で障害者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワークを構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される障害者施策推進協議会を設置しています。

この障害者施策推進協議会は、町や相談支援業者が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業者、医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。

障害者施策推進協議会がその役割を果たすために相談支援における現行のプロセスを調整し、社会資源の整理・調整と開発に向けて関係者間の連携を図っていきます。

第2項 計画の推進・評価

計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査や分析、評価を行い、必要な場合は計画の変更やその他の必要な措置を講じることとされていますので、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

本計画の進行管理については、庁内関係各課や住民、関係団体による評価、意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、推進体制の整備と計画の周知と進行管理、評価などを行っていきます。

第3項 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

1 障害支援区分の認定

障害支援区分認定調査は、障害のある人を「福祉サービスが必要な状態にあるかどうかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす非常に重要な事務です。

「障害支援区分認定」は調査の内容に大きく左右され、利用できるサービスの種類等にも影響を及ぼすことから、質の高い調査員を確保する必要があります。今後とも調査結果の統一性を確保するため、調査員の研修等により調査項目のチェック、基準の平準化を図るとともに、審査判定の公平性に十分留意し、判定基準の平準化を図ります。

2 サービス利用計画の作成

障害福祉サービスの利用が必要だと認められる人については、相談支援専門員がサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者などにサービス利用の調整や契約援助などを行います。

サービス利用計画の作成には、中立や公平性を確保し、利用者主体のサービス提供が行われる体制を確立しなければなりません。

3 サービスの質の確保

障害者総合支援法では、「指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。」とされています。

各種関係機関で連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

4 苦情処理システムの確立

住民に対して、障害者総合支援法に基づく新しい制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努力します。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

- ・ 広報紙や町のホームページを活用し、随時、障害者総合支援法の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレットなどを作成し、配布します。
- ・ 障害のある人の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体などのあらゆる組織と連携し、障害者施策に関する情報提供を行います。

第4項 各種関連機関との連携および調整

1 地域の各関連機関・関連団体との連携

障害者関係団体はもちろんのこと、医師会、社会福祉協議会、ボランティア団体、老人クラブなど地域におけるあらゆる関係団体との連携を強化し、これら地域の関係団体間のネットワークの構築に努め、地域全体で支え合う住民参加型社会の実現に努めます。

2 医療機関との連携

医療機関に対しては、障害福祉に対する理解と協力を得ながら、積極的に各種施策を展開します。

3 行政内部での関係部署との連携体制

障害福祉サービスに対するさまざまなニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。今後も、保健福祉課を中心に、関連する各部署との連携体制を確立し、計画推進に係わる関係部門との連携を強化します。

資料編

第1項 喜界町障害者施策推進協議会要綱

平成9年1月14日告示第1号

改正

平成19年2月20日告示第14号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第30条第4項の規定に基づき、喜界町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「協議会」という。）は、会長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月20日告示第14号）

この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

第2項 喜界町障害者施策推進協議会委員名簿

No.	所属	役職	委員氏名
1	喜界町社会福祉協議会	事務局長	盛澤 健太
2	喜界徳洲会病院	事務長	泉 陽一
3	はまゆり学園	施設長	森 正広
4	喜界町身体障害者協会	会長	榮 桂子
5	喜界町手をつなぐ育成会	会長	宜名真孝子
6	鹿児島県喜界事務所	福祉係長	舞島 正弘
7	大島特別支援学校 喜界支援教室	教諭	尾山 恵子
8	喜界町保健福祉課	課長	吉行 進
9	てくてく教室	管理者	川畑 桂
10	喜界町保健福祉課	保健師	岡田 史子

第3項 用語解説

【あ行】

アセスメント

対象者のニーズや利用中のサービス、生活課題などを聞き出し、どのようなサービスやケアが必要なのかを判断する。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

医療的ケア児

経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活及び社会生活を営むために日常的に医療的ケアが必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

インクルージョン

障害者権利条約における「inclusion」で、日本政府公定訳で「包容」とされている。障害の有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念としてとらえられている。

【か行】

強度行動障害

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わり、援助者が障害者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障害

病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能に障害が現れ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障害。

合理的配慮

障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技術を付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、家族への相談や助言等を行う施設。

社会的障壁

日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。

社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体。

重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）のことで、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とした法律。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）のことで、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

障害者総合支援法

従来の「障害者自立支援法」を一部改正し、平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことで、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう家庭裁判所によって選任された援助者（「後見人」等）により、保護し支援する制度。

[た行]

地域移行

住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とする。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて医療、障害福祉・介護、住まい、生活支援、教育等が一体的に提供される包括的な支援・サービスの提供体制。

通級指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒（言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者）に対して、障害に応じた特別の指導を行う教育形態。

特別支援学級

小学校、中学校等において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

特別支援学校

障害のある幼児児童生徒（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能をうけることを目的とした学校。

[な行]

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」（平成26年法律第50号）により難病とは、「発症の機構が明らかでなく、かつ、治療法方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかる

ことにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」のことをいう。

経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。難病法により医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を特別視せず、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

発達障害

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味。

もともとは建築用語として使用され、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁及び文化・情報面での障壁等の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

「自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うもの」と定義され、同じような障害（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

PDCAサイクル

プロジェクトの遂行に際し、Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)の工程を継続的に繰り返す仕組み。

避難行動要支援者

障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難行動要支援者名簿

町が作成する、要支援者の情報を集約した名簿。名簿に掲載された方のうち、名簿情報の外部提供に同

意を得られた方については、避難支援等関係者（民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会等）に名簿情報を事前に提供し、災害時の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導や平常時の見守りに役立てる。

ペアレント

親など保護者のこと。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握し、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的として、「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取組む簡易的なプログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障害のある子の子育てに悩んでいる保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等を行う。

【ま行】

モニタリング

社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいことを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）する考え方。

要約筆記

聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレन्シー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。

【ら行】

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

療育

療育とは、障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をいう。

乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

喜界町障害者計画・第7期喜界町障害福祉計画・第3期喜界町障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 喜界町役場 保健福祉課

〒891-6292 鹿児島県大島郡喜界町大字湾1746番地

電話番号：0997-65-3685 / FAX：0997-65-3523
